1. 淡海子ども・若者プラン ~子育て三方よし 生まれる前から自立まで~ (概要)

淡海子ども・若者プランの策定

(1)計画策定の背景と趣旨

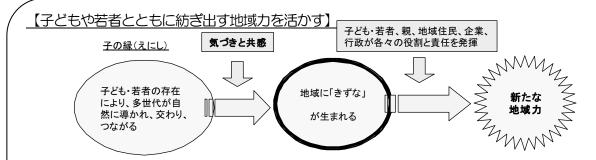
この計画は、少子化や家庭環境の変化など子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

- (2) 計画の位置づけ
 - 〇次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される「都道府県行動計画」
 - 〇母子及び寡婦福祉法第12条に規定される「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
 - 〇子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども・若者計画」
 - ○「滋賀県基本構想」をはじめとして、本県の関係計画、指針等と整合した計画
- (3) 計画の期間

平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間

基本理念

子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く"しが"の実現をめざします。



【「育ち・育てる環境づくり」】

- 〇子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことが できる環境づくり
- 〇保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することが できる環境づくり
- ○地域が、子ども・若者とともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり



【次代を担う子ども・若者が輝く"しが"】

子によし

○<u>**子ども・若者が、</u>**自らが持つ力を十分に発揮しながら、未来を拓く力を育み、 たくましく生きることができる。</u>

親によし

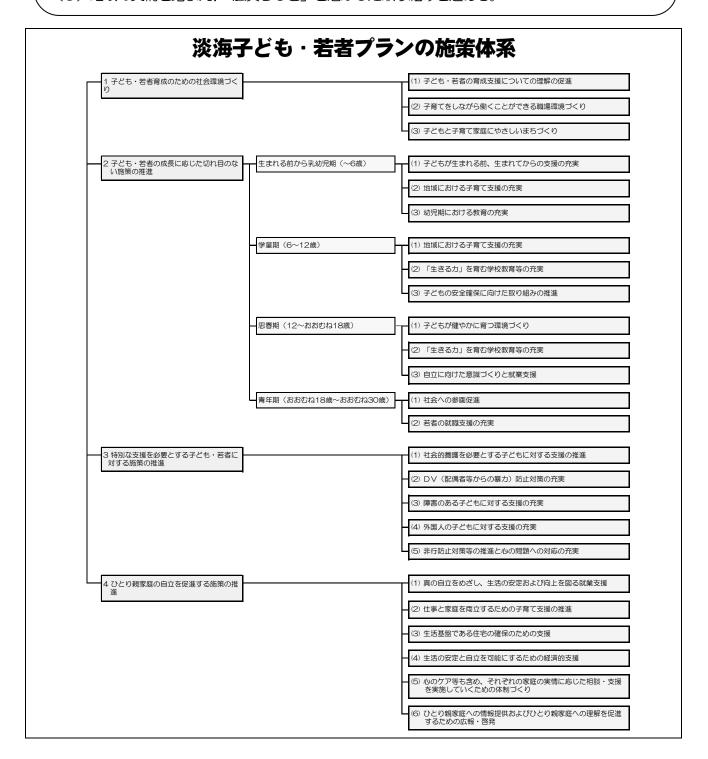
○**保護者が、**仕事と家庭・地域生活の両立など、多様な生き方が受け入れられ、幸せを感じながら、責任を持って子どもを育てることができる。

世間によし

〇子ども・若者の育成を通じて、全ての世代が生き生きと輝く、個性的で活力 のある**地域が**生まれる。

施策の基本的視点

- (1)子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) 将来の親を育てる。
- (3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。
- (4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目のない施策を推進する。
- (5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。
- (6) 特別に支援が必要な子ども・若者と子育て家庭に対するきめ細かい支援を行う。
- (7) 社会全体で子育て・子育ちを支える。
- (8) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現を推進する。
- (9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。



4つの施策の柱と主な取り組み

今後5年間において、次の4つを柱として、必要な施策を推進していきます。

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

基本目標

- ○社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくり の重要性について、県民の理解を深める取り組みを進めます。
- 〇安定した親子関係の中で、子どもが健やかに成長していくため、保護者が、仕事との両立に苦慮することなく子育てをすることができる環境の整備に向けた取り組みを推進します。特に男性の育児休業取得率がきわめて低い水準にあることや就業時間が長いことなどに鑑み、男性が積極的に子育てに関わることができる職場環境の整備や意識づくりを進めます。
- 〇子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設など の生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備します。

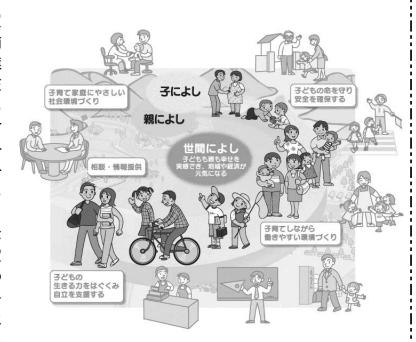
【取り組み例】

- ・「子育て三方よし」のメッセージの発信など、社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義等についての意識啓発
- ・よりよい家庭環境づくりや子どもの人権を尊重していくための意識づくり
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた意識啓発や職 場環境の整備
- ・公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化や犯罪のないまちづくりの推進

「三方よし」は、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」という近江商人の活動の理念を表す代表的な言葉で、商売は当事者の売り手と買い手だけでなく、社会全体の幸福につながるものでなければならないという考え方です。滋賀県ではこれにならって、子育て支援施策を進める上でのキーワードとして、「子育て三方よし」を発信しています。

暮らしの身近なところにある豊かな 自然や魅力ある歴史、文化などの滋賀 の風土を活かして、子どもが自ら育つ 力を育むための「子によし」、子どもを 産み育てる人を支援するための「親に よし」、暮らしやすい社会を実現する 「世間によし」となることを目指して います。

子育て三方よし



基本目標

子どもが病気や事故、虐待などにより命を落とすことなく、安全・安心に育つ環境を整えます。また、子ども・若者の成長段階ごとの特性や課題を踏まえ、一人ひとりが自ら育つ力を育み、自分の可能性を伸ばすため、行政のみならず、県民、施設、企業など様々な主体が連携して子ども・若者や子育て家庭に関わりながら、切れ目のない施策を実施します。特に、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会環境を踏まえ、以下に重点を置いて施策を進めます。

- (1)子どもが生まれる前からの親育て、親支援を通じたよりよい家庭環境づくり
- ②生涯にわたる生活や学び、自立の基礎となる遊び、体験の機会の確保
- ③保育所や放課後児童クラブなど仕事と家庭の両立を支える施策の量の拡充と質の向上
- ④自己肯定感を高めながら学力を身につけ、心の豊かさを育む学校教育等の充実

【取り組み例】

■生まれる前から乳幼児期(~6歳)

- ・妊婦健診等の相談体制や周産期医療体制の充実などによる安全・安心な妊娠、出産の確保
- ・小児救急医療体制の充実
- ・地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の促進、子育て支援人材の育成など、すべて家庭に対する子育て支援の充実
- ・「子育て三方よしコミュニティ」づくりの推進・保育の量の拡充と質の向上、延長保育、病児・病後 児保育、家庭的保育などの多様な保育ニーズに対応する施策の推進
- ・家庭、保育所、幼稚園、地域などの教育力の向上
- ・認定こども園の設置促進

■学童期(6~12歳)

- ・放課後児童クラブの量の拡充と質の向上
- ・子どもたちの遊ぶ機会や場の確保、自然や地域資源を活かした多様な学びの 場の充実
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動支援
- ・子ども自身の危機回避能力の育成

■思春期(12~おおむね 18 歳)

- ・思春期保健対策の充実
- ・インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す支援の充実

■青年期(おおむね 18 歳~おおむね 30 歳)

- ・自立や社会性を獲得する機会の提供や自立支援のためのネットワークづくり
- ・職業能力開発の支援
- ・就職の支援や就業機会の拡大

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

基本目標

健やかに成長し、自立していく上で、困難を伴ったり、不利な立場に置かれているなどの理由により、 特別な支援が必要な子ども・若者が、その命と人権を守られ、適切かつ十分な支援が受けられるよう、 市町、関係機関および県民と連携した取り組みを進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①児童虐待防止総合対策の推進
- ②発達障害のある子どもおよびその家族に対する支援
- ③非行などの課題がある青少年の立ち直り支援

【取り組み例】

- 児童虐待防止総合対策の推進
- ・DV防止とDV被害者の自立支援の推進
- ・障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭 への支援
- ・発達障害のある子どもに対する支援
- ・外国人の子どもに対する学習や健全育成の支援、外国人に対する子育て支援活動の促進
- ・青少年の健全な育成を図るための環境整備
- ・非行防止、立ち直り支援の推進、子どもに対する相談体制の充実

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

基本目標

ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、子どもは心身ともに健やかに育ち、育てられなければなりません。「親の自信と幸福」があって「子の幸福」があるとの基本認識を共有し、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行います。

また、ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態であるとの認識のもと、ひとり親家庭に対する社会全体の理解が深まり、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①養育費についての広報・啓発・相談の充実
- ②仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進
- ③ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための広報・啓発の推進

【取り組み例】

- ・ニーズに応じた就職情報、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進
- ・ひとり親家庭についての理解の促進や、企業・団体等における雇用機会の創出の ための広報・啓発の推進
- ・仕事と家庭を両立するための子育て支援
- ・生活基盤である住宅の確保のための支援
- ・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援の推進や養育費についての広報・啓発・ 相談の実施
- ・母子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
- ・ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭に対する理解を促進するための広報・啓発

計画推進のために必要な事項

計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1 それぞれの役割

県

総合的かつ計画的な施策を推進するととも に、子育て支援等に関わる人材の育成を実施し ます。

また、家庭、学校、企業などに対する必要な 支援や情報提供とともに、市町に対しては、技 術的・専門的な助言や支援などを行います。

家庭

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につけさせる場です。

子どもの基本的な生活習慣や人間形成など を育むとともに、男女がともに家事や育児を担 うなど、家族のきずなを大切にしていくことが 求められます。

企業

子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる子育て支援活動や教育活動に積極的に参画することが期待されます。

市町

保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐 特防止、学校教育などの分野において、主体的 な役割を担っています。

次世代育成支援行動計画に基づく、住民ニーズに対応したきめ細かな施策の推進が求められます。

保育所、幼稚園、学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場です。

家庭や地域と連携しながら、心身ともに健や かに育つ環境づくりを進めることが求められ ます。

県民

一人ひとりが子育てや、子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、地域において、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

2 関係者の協力・連携

滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心とした関係部局の相互連携により、子ども・若者施策を総合的に進めるとともに、国、市町、企業や民間団体等との連携・協力を図りながら、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりを進めます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル(計画一実施一評価一改善)の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて計画を見直します。

2. 淡海子ども・若者プランの主要事業実績・成果(平成22年度)

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性
(1)子ども・若者の育成支援につい ての理解の促進	①ともに関わり、支える地域づくり 「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信し、子育ては社会的に意義の ある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育み ます。 ②よりよい家庭環境づくり 家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境を作る意識を育みま す。 ③子どもの人権を尊重していくための意識づくり 子どもの人権を尊重し、その可能性をのばしていくことが大切であるという意識を育みます。

評価

子育て三方よしコミュニティ推進事業により、地域社会において子育ち・子育てを支援するの意識の醸成が図られた。

(男女共同参画)児童・生徒向け意識啓発事業において、副読本を活用した授業により、性別にかかわらず、お互いに尊敬し合い、支え合いながら、一人ひとりがいろいろな場面で活躍できる社会の実現のために、一人ひとりが意識し、行動することの大切さについて考えることができ、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育むことにつながった。

「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業では、小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施や啓発資材の貸し出しにより、基本的生活習慣や生活リズムの大切さについて啓発することができた。

企業内家庭教育促進事業において、協定締結に向けた企業・事業所への取組をとおして、企業を含めた社会全体で子どもの育ちを支える気運の 醸成が図られつつある。

人権課題に関わる実践的な講座を通して、子どもの人権を尊重していくための教職員の意識を高めることができた。

今後の課題等

子育てを地域社会で支えることの大切さを発信し、その気運の醸成を図っているが、これが地域社会に定着するためには、地域における継続的な子育て支援体制が必要である。また、子育て世代の地域での活動は、子の成長により途切れることがあるため、参加する者が変わってもその活動が継承される仕組みも必要である。

男女共同参画について学ぶ授業の時間が確保できないなどの課題があるが、子どもや若者の男女共同参画意識を育むためには、副読本活用率1 00%を目指して、モデル授業の成果を学校に対して広く周知し、家庭科や道徳、学活など様々な機会を捉えて副読本が活用できることを知ってもらう といった取組を進める必要がある。

基本的な生活習慣や態度を身につけることの大切さの理解を促進するために、引き続き、生活リズムの向上に関わる情報の収集とその提供に努める必要がある。

家庭の教育力の向上に向けた職場づくりをさらに推進するため、引き続き県内企業事業所へ家庭教育協力企業協定の締結を働きかけるとともに、 制度の在り方についての検討を進める必要がある。

子どもの人権を尊重していくための意識づくりのためにも、学校教職員等にに対し、今後も様々な人権課題に即した実践的な講座を展開すると共に、その内容ができる限り広く伝達されるよう工夫していくことが必要である。

	1-(1)-① ともに関わり、支える地域づくり	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業 (子育て三方よしコミュニティ・モデル事業・子育て三方よし情報発信・共有事業)	所管
事業実績	 ○子育て三方よしコミュニティ・モデル事業 ①県民活動の普及業務 地域住民が力を合わせて子どもの遊ぶ環境づくりを進める取組である「冒険遊び場」を広く周知し、冒険遊び場づくりのノウハウを伝えることをねらいとして、先進的な取組の紹介と普及。 ・講演会の開催参加者数 134人 ・体験・フィールドワークの開催参加者 延べ80人 ・連続講座・ワークショップの開催参加者 延べ80人 ・既存活動の担い手による出前講座の実施実施件数 20件 ②SOSを見逃さない地域子育て支援事業の実施子育てにおける小さなSOSを見逃さない、住民、専門職が連携したネットワークづくりを、守山市吉身学区をモデル地域とし、検討。 ③県内の子育て支援活動の状況調査県内の子育て支援活動の状況調査県内の子育て支援活動の活動実態ならびに機関・団体同士の連携状況を明らかにし、県民が社会資源を有効に活用できるようにすることを目的に調査を実施。 ○子育て三方よし情報発信・共有事業団体への支援だけでは抜け落ちてしまう、子育て支援の場に出てこられない親も対象に、幅広く県民をつなげることに企業と協働して取り組み、テレビメディアも活用し、「子育て三方よし」の考え方について、企業を含めた県民への気運の醸成。 ①子育で情報を共有するための携帯サイト・ホームページの構築携帯サイト、ホームページの構築と、これと連携した子育で情報紙「すくすくすんぶん」の作成と配布を行い、支援 	子ども・青少年局
	の場に出てこられない親の子育てにも光を当て、それに対する共感の広がりを子育ての自信につなげてもらうよう情報を掲載。 ②テレビ番組を通じた情報発信 携帯サイト、ホームページ、「すくすくすんぶん」と連動したテレビ番組により、県内の子育て支援情報を広く県民に周知。 ③教材用DVDの制作 新たに子育て支援活動を開始しようとする個人や団体が参考とできる内容の教材用DVDを作成・配布。 子育て三方よしコミュニティ・モデル事業では、先進事例として、「冒険遊び場」の取組を紹介することによって、地域	
成果	社会において子育ちを支援する県民活動の意識の醸成が図られた。また、びわ湖放送のTV番組「すくすくすんぶん」 の放送や子育て情報紙「すくすくすんぶん」の配布により、地域の子育て支援活動を県民へ周知し、社会全体で子 育てを支える気運の醸成が図られた。	
具体的取り組み	1-(1)-② よりよい家庭環境づくり	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業	所管
事業実績	・男女共同参画社会実現をめざし、青少年期から性別役割分担意識にとらわれず、主体的に行動できる世代の育成を図るため小中高用副読本を作成・配布するとともに、効果的な活用を図るため、副読本を活用したモデル授業を実施。 【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(16,400部)、中学生用(15,670部)、高校生用(15,000部) 手引き ・小学生用(980部)、中学生用(980部)、高校生用(760部) 小学生用副読本改訂委員会開催 5回(8/9、9/9、10/29、12/16、1/18) 【副読本を活用したモデル授業の実施】 中学生用副読本を活用したモデル授業を県内で初めて実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・実施日:11月30日(火) ・場所:草津市立草津中学校 ・科目:家庭科・参加者:24名(中学校教諭、男女共同参画推進員、市町職員)	男女共同参
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない言動が見られるなど、子どもたちが 男女共同参画について学び、考えるための一助となった。	
関連事業名	「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業	所管
事業実績	・小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施。 県内131校より1,053作品の応募、優秀作品を6点選定 県PTA研究大会において表彰 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発グッズ(ポスター入賞作品、のぼり旗、ジャンパー、CD等)の貸出。	生涯学習課
成果	表彰式の開催や啓発グッズの貸出により、PTA等に「早寝・早起き・朝ごはん」についての啓発を行うことができた。	

関連事業名	企業内家庭教育促進事業	所管
事業実績	・県内1,008事業所と家庭教育協力企業協定制度に基づく協定を締結。・協定企業の協賛により家庭教育啓発ポスターを3,300枚作成。	
成果	家庭教育協力企業が、904事業所(平成21年度末)から1,008事業所(平成22年度末)と104事業所が増加した。 家庭教育啓発ポスターを作成に協定企業の協賛を得るなど、企業における家庭教育の大切さについての理解が広がりつつある。	生涯学習課
具体的取り組み	1-(1)-③ 子どもの人権を尊重していくための意識づくり	
関連事業名	人権教育教職員実践サポート講座	所管
事業実績	・授業での実践をサポートするため、人権教育に関する基礎的な資料や情報、スキルなどを提供する講座を開催。前期6回、後期2回、計8回、9か所(うち1回は、2か所に分かれ現地研修)前期385名、後期127名、計512名	人権教育課
成果	講座受講者の満足度は平均96.4%であり、受講者の満足度は概ね高かった。 受講者が所属にかえって伝達報告を実施することとしているため、講座の内容がより広く県内の学校等に伝えられた。	

施策名	施策の方向性
16階投長借つ(1)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できるよう、事業主の意識改革や職場の上司や同僚の理解の促進など、雇用環境の整備を進めます。また、男性が子育てに関わることができるとともに、妊娠・出産後も女性が引き続き就業できる職場づくりを進めます。

評価

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)シンポジウムにおいて、代表者による「共同アピール」の再アピールを行ったことにより、事業主をはじめ社会 全体でワーク・ライフ・バランスに取り組む必要性を再確認できた。また、協働提案事業において、ワーク・ライフ・バランスミュージカル「ザ☆デビュー男の料 理教室」の一部上演や男性の子育てを支援する「イクメン・プロジェクト」など、仕事と生活の調和に向けた男性への意識啓発ができた。

ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業およびセミナーを通じて、県内企業にワーク・ライフ・バランスの概念を広めることができた。また、事例集を発行し具体的な取り組み事例を提供したことは、県内企業が一般事業主行動計画を策定・実践する際の助けとなった。

女性の再チャレンジ支援能力開発事業においては、母子家庭の母を対象とした訓練(定員95名)においては、受講申込者の2割以上が自己都合で辞退し受講に至らない状況の中で、受講率が86%を上回り、就職率も84%と高い就職実績となった。一方、出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした訓練では、申込者が少ないことにより、2コース中、開講は1コースのみとなり、受講者は10名、就職者なしの結果となった。

今後の課題等

仕事と生活の調和の促進は、引き続き実践が広がるよう気運醸成に努めるとともに、地域や家庭、職場において一人ひとりの実践に結びつく事業を展開する必要がある。その推進の中核となる「仕事と生活の調和推進会議しが」は、構成団体ごとに特性に応じた取組を進めているが、平成22年度までを取組期間としており、平成23年度以降の組織・運営のあり方について、またその他の関連事業についても、より効果的に展開していけるよう見直す必要がある。

ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を推進するためには、HP等にて登録方法をよりわかりやすく説明するなど登録しやすい環境を整えることが必要である。また、今後、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みが促進されるよう、登録企業に対するアンケート、訪問調査、取り組み事例の提供等を通じて、計画策定企業の実践についても推進することが必要である。

母子家庭の母を対象とした訓練においては、ハローワークや母子福祉関係機関との連携を深め、受講申込者の辞退を少なくして、定員充足率を高めるとともに、より就職につながるような訓練の実施に努める。一方、出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした訓練では、男女共同参画センターにおける滋賀マザーズジョブステーション開設に伴い、短期のOAスキルアップセミナーとして内容を再編し、より対象者のニーズにマッチした訓練とすることが必要である。

具体的取り組み	┃ 1−(2)−ア ┃男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	仕事と生活の調和推進事業	所管
事業実績	 ○「仕事と生活の調和推進会議しが」検討会議および仕事と生活の調和シンポジウムの開催・「仕事と生活の調和推進会議しが」で行った「共同アピール」の着実な推進に向けて、構成団体の実情に応じた取組を推進するともに、ワーク・ライフ・バランスの必要性の普及と取組成果等の発信による社会気運醸成のため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)シンポジウムを実施。 「仕事と生活の調和推進会議しが」検討会議の開催 2回(H22・7/29、H23・3/25) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)シンポジウム開催(11月20日) 参加者 約450名 ○手紙・ポスターコンクールの実施・仕事と生活の調和の"生活"を支える家族や地域の大切さについて理解を深めるため、手紙・ポスターコンクールを実施。 応募点数:計 584点(手紙 549点/ポスター 35点) ○協働提案事業の実施・仕事と生活の調和の実践取組が進むための協働提案事業を実施。 委託先 10団体(プロポーザル方式により決定) 	男女共 同子局開雇 同子局開雇 日子局開雇 日 一青政(第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 開雇 日 日 開雇 日 リ 記 の は の り は り の り に り の り に り に り に り に り に り に り に
成果	さまざまな企業・団体・学校等へ働きかけたことにより、多くの県民がシンポジウムやコンクール、協働提案事業へ参加し、その結果、職場や地域での「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」への取組の輪が広がった。	

具体的取り組み	1-(2)-イ 男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	ワーク・ライフ・バランス企業応援事業	所管
事業実績	 ○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業 (H22年度末登録企業数:517社) ・実態調査(アンケート調査および訪問調査)の実施 ・ワーク・ライフ・バランス普及促進セミナー(H22年9月2日)(参加人数:49名程度) ○「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業実践事例集」の発行(4,300部) ○「育児休業制度のしおり」の発行(16,000部) 	労政能力開 発課 (労働雇用政 策課)
成果	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録数が、H22年度末で517件と、目標(560社(平成26年度末))を上回るペース登録されており、県内企業において次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定が広がっている。また、様々な企業の好事例を取り上げた、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業実践事例集を発行し、県内企業がワーク・ライフ・バランスを進める際の参考資料を提供した。	
具体的取り組み	1-(2)-ウ 女性の再就職の支援	
関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業	所管
事業実績	 ○母子家庭の母を対象とした訓練(定員95名)を実施。 ・2、3ヶ月の訓練を5月から3月末にかけて、集合型(12名定員)4コース、追加枠型(小人数定員)22コース開講訓練内容は、パソコン・経理事務、介護ヘルパー養成、医療福祉事務等平成23年6月末現在で実績は以下の通り受講者 修了者 中途退校者 就職者(うち中途退校者) 就職率82名 69名 13名 63名(6名) 84% ○出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした訓練(定員20名)を実施。 ・簿記知識とパソコン操作技能の習得を目的とする2ヶ月の訓練(定員10名)を9月から10月にかけて開講(11月開講コースは、申込者が少ないことにより未実施)実績は以下の通り受講者 修了者 中途退校者 就職者(うち中途退校者) 就職率10名 9名 1名 - 名(-名) 0% 	労政能力開 発課 (労働雇用政 策課)
成果	母子家庭の母を対象とした訓練(定員95名)においては、受講率が86%を上回り、就職率も84%と高い就職実績となった。	

(3)子どもと子育て家庭にやさしいま あづくり は対な住宅や良好な居住環境の整備や、子どもや子ども連れの人が安心して外出できるよう、公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化を進め、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。また、子どもが犯罪に 巻き込まれることのないよう犯罪のないまちづくりの取り組みなどを推進します。	施策名	施策の方向性
	(3)子どもと子育て家庭にやさしいま ちづくり	通機関などにおけるユニバーサルデザイン化を進め、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。また、子どもが犯罪に

評価

子育て家庭が利用しやすい設備の整備や経済的に優遇される商品などの提供に取り組む事業所が増え、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 進めることができた。

県民の自主防犯意識も高まってきており、「けいたくんの防犯情報」の登録者数も年々増加している。

今後の課題等

淡海子育て応援団への登録事業所を増やすとともに、登録事業所数の少ない地域の登録を促進することにより、全県において子育て支援の輪を広げていく必要がある。登録事業所の取り組みを子育て家庭に周知する方法として、ホームページ、チラシ等の配布の他に、メールマガジンの配信を開始する必要がある。

犯罪発生情報と防犯対策情報などを速やかに提供できるよう、引き続き「しらしが」の滋賀県警察防犯情報「けいたくんの防犯情報」の登録者数を 増やすことが必要である。

具体的取り組み	1-(3)-イ 安心して外出できる環境の整備	
関連事業名	淡海子育で応援団事業	所管
事業実績	・子育て家庭が利用しやすい設備の整備や経済的に優遇される商品などの提供に取り組む事業所を登録し、その情報を提供。 平成22年度末時点の淡海子育て応援団登録事業所数は1,047事業所(平成21年度末837事業所)	子ども・青少
成果	県内大手企業の登録のほかに、多数の事業所が登録したことにより、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりを進めることができた。 目標(1,000事業所(平成26年度))を上回る事業所の登録があった。H23.6.30時点での登録事業所数は、1,268 事業所まで増加している。	年局
関連事業名	防犯情報のメール送信	所管
事業実績	・犯罪発生情報と防犯対策情報などを、「しらしが」の滋賀県警察防犯情報「けいたくんの防犯情報」として、メール を配信。 平成23年3月末の登録者数 9,799人(平成22年3月末 8,847人) 平成22年1月から12月配信数 68件	警察本部 生活安全企
成果	「けいたくんの防犯情報」の登録者数も年々増加してきており、犯罪発生情報等を速やかに提供できる対象者が増えてきている。	画課

■生まれる前から乳幼児期(~6歳)

施策名	施策の方向性
(1)子供が生まれる前、生まれてからの支援の充実	親が子育てに自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全な環境で生まれて育っていけるよう、児童虐待の未然防止や早期発見という視点を常に意識しつつ、妊娠期から継続的な親子支援を実施します。

評価

思春期から子育て期の女性に対する電話相談、健康教育の実施により、安心して子育てできる環境づくりの促進につながった。

親になる前の人を対象とした健康教育の実施やマタニティマークの周知により、妊婦を支援し、安心して産み育てる環境づくりの推進につながった。

小児救急電話相談事業の実施により、小児の急病時の保護者の不安を解消するとともに、軽症救急患者の減少による小児救急医療体制の強化と医療機能分化の推進が図られた。

今後の課題等

将来親になる世代の対象者が変化する中、安心して子育てできる環境づくりのためには、継続して相談や健康教育を実施していく必要がある。

子どもの虐待予防や支援体制の充実のためには、継続して従事者への研修が必要である。

安心して生み育てる環境づくりのため、市町において、マタニティマークを通じた啓発普及を促進するとともに、親になる前の人を対象とした健康教育について、回数や内容を充実していく必要がある。

子どもの健康確保のため、小児救急電話相談体制の充実を図るとともに、さらなる啓発活動を実施していく必要がある。

具体的取り組み	2-(1)-ア 安全・安心な妊娠・出産の確保	
関連事業名	子育て·女性健康支援事業 児童虐待予防母子保健事業	所管
事業実績	〇子育て・女性健康支援事業 思春期から子育て期の女性の健康問題等についての相談を実施し、育児不安の軽減を図るとともに子どもの心 安らかな発達を促進。 電話相談 延べ 2,163件 健康教育 21回	健康推進課
	市町等の母子保健従事者の資質向上のため、研修会を実施。 3回 思春期から将来親になる前の世代に電話相談を行い、身体面だけでなく精神面の相談も含めて相談を受けること	
成果	ができた。 母子保健従事者の虐待予防に関する理解が深まった。	
関連事業名	妊婦支援啓発事業	所管
事業実績	・思春期の人を対象に健康教育を実施。 16回 995人 ・マタニティマークの周知のため、キーホルダーを作成し、母子手帳交付時に配布。 キーホルダー作成および配布 13,000個	健康推進課
成果	健康教育の実施するとともに、マタニティマークキーホルダーを、各市町を通じて母子健康手帳交付時に妊婦に配布することにより、命の大切さや自分自身の健康管理の必要性について普及啓発ができた。	
具体的取り組み	2-(1)-イ 子どもの健康の確保	
関連事業名	小児救急電話相談事業	所管
事業実績	・休日・夜間の子どもの急な病気の時に電話による相談体制を確保。 実施日数:365日 相談時間:平日および土曜日 午後6時~翌朝8時 日曜日、休日および年末年始 午前9時~翌朝8時 相談件数:13,012件(年間) ※平成21年8月から上記の相談時間で事業を実施。 ・平成21年8月~平成22年3月の1日平均件数 29.7件 ↓	医務薬務課
成果	滋賀県内の保育所、幼稚園、小学校に小児救急電話相談事業のチラシを配布するなどの啓発を行ったことで、 相談件数は大幅に増加した。	

■生まれる前から乳幼児期(~6歳)

施策名	施策の方向性
(2)地域における子育(文接の允美	地域の中に、子どもの成長・自立の基礎となる育ち、遊びの場を確保していくとともに、子どもや子育て家庭にみんなが関わり、支える子育て支援ネットワークを構築します。 また、仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の量の拡充と質の向上や多様な保育ニーズに対応する 施策を推進します。

評価

すべての家庭に対する子育て支援について、地域の実情にあわせ、サービスの提供することができた。

多様な主体による子育て支援のため、「子ども未来基金」から、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体等に対し助成することにより、地域の子育て支援活動の立ち上げ支援・活動支援に役立てられている。

また、淡海子育てマイスター事業において、一部受講や、年度を跨いでの受講も認めるなど、受講方法に柔軟性をもたせた結果、受講者の増加につながり、子育てを支援する人材の育成ができた。様々な立場の人の幅広い参加があり、受講者間のネットワーク作りの場としても充実してきた。

仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育所定員増を図るとともに家庭的保育事業を推進し、待機児童の受入枠が広がった。また、延長保育 や休日保育など子育て家庭の多様な保育需要に対応する体制づくりについて、着実に成果を収めることができた。

保育人材バンクの開設により、子育て等の理由により保育現場から離れている「潜在的保育士」を掘り起こしとともに、情報提供、現場復帰に向けた 研修や実習等を実施することにより、保育人材の確保が図られた。

今後の課題等

民間のグループまたは団体等の子育て支援活動がさらに広がるため、「子ども未来基金」の活用について、小規模・新規グループ等にまで周知するとともに、要項の見直しを行う必要がある。また、申請団体数に地域差があるため、各市町社会福祉協議会等を通じ、さらなる周知を図る必要がある。

淡海子育てマイスター事業などにより、地域の子育て支援者の人材確保と資質の向上を図り、地域の子育て支援活動を広げていくとともに、受講者が受講修了後に活動できる場へつなげていく仕組みを検討する必要がある。

保育所の施設整備や家庭的保育の実施により、保育所入所待機児童の解消に努めているが、待機児童数は407名(平成23年4月1日現在)となっており、引続き市町が実施する保育所施設整備に対する支援を行うとともに、家庭的保育者(保育ママ)の資格要件や認定基準など、制度について普及啓発を進め、保育所入所待機児童の解消にむけ更に取り組む必要がある。

保育人材の確保のため、保育士を養成している大学等との連携を強め、保育人材バンクへの登録者の増加を図るとともに、救職者、求人者のマッチングを促進するため、就労条件(常勤・非常勤、時間等)等、きめ細やかな情報の提供が必要である。引き続き、それぞれの事業について各地域における保育需要の正確な把握に努めるとともに、保育人材の確保など、市町や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。

具体的取り組み	2-(2)-イ 多様な主体による子育て支援とネットワークづくり	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業(子ども未来基金事業)	所管
事業実績	・滋賀県社会福祉協議会に創設した「子ども未来基金」から、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体等に対し助成。(滋賀県は滋賀県社会福祉協議会に対し事務費を補助している。) H22年度実績 応募総数 56件、申請金額合計 10,819,558円 助成決定数 49件、助成金額合計 8,544,000円	子ども・青少年局
成果	地域で子育て支援活動を行うグループや団体の立ち上げ支援や、活動の支援として、多くのグループ・団体に活用されている。	
関連事業名	淡海子育てマイスター事業	所管
事業実績	 ・子育て支援者および支援活動に関心を持つ人を対象に、子育てに関する専門的な知識やスキルを修得することを目的に開催。 子育て相談コース(全7講座)、子育て支援コース(全9講座)の2コースを設けて実施。 (1講座からの受講も受け付けた。) ①子育て相談コース(全7講座)修了者56名 ②子育て支援コース(全9講座)修了者66名(うち、両方の修了者32名) ③特別コース10/20…76名 10/27…93名 11/6…66名 	子ども・青少年局
成果	参加者に対するアンケートでも、「役に立った」という声が多く、満足度は高かった。 支援コース修了者のうち、家庭生活支援員への新規登録が21名あった。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■生まれる前から乳幼児期(~6歳)

	9削かり孔列元期(~6歳)	
関連事業名	 子育て支援環境緊急整備事業(保育所等整備事業) 	所管
事業実績	・平成20年度・平成21年度および平成23年度に造成した、「子育て支援対策臨時特例基金」により、市町が行う保育所整備事業(保育所の創設、増改築、改築等)へ補助。 (平成22年度実績) 大津市(5施設)、彦根市(2施設)、長浜市(3施設)、近江八幡市(2施設)、 守山市(3施設)、甲賀市(2施設)、高島市(1施設)、 計7市18施設の整備に対して補助	子ども・青少年局
成果	市町が行う保育所整備事業に対する補助を行い、870名の保育所定員増を行った。	
具体的取り組み	2-(2)-ウ 保育の量の拡大と質の向上	
関連事業名	保育対策等促進事業(家庭的保育事業)	所管
事業実績	・家庭的保育者が自身の居宅等において行う、少人数の子どもの保育などに要する経費を補助。 家庭的保育事業実施か所数 2か所 ※モデル事業実施か所数(大津市) 3か所	子ども・青少 ・年局
成果	待機児童の多い地域などの特別な保育需要について、柔軟な対応が実現できるよう支援した。 また、連携保育所に対しても補助を行うことで、地域における保育環境の充実を促進した。	
関連事業名	保育人材確保構築事業	所管
事業実績	・潜在的保育士(保育士の有資格で未就業の者)の就業機会を拡大するとともに、保育施設における保育士不足の解消を目的として、滋賀県保育協議会に無料職業相談所を設置し、潜在的保育士に対し、就業を促進するための相談を実施。 (1)無料職業紹介所の設置および相談業務の実施 滋賀県保育協議会に無料職業相談所を設置(平成21年12月1日~) 平成22年度 相談・登録件数 671件 保育士求人登録人数 307人 平成22年度 採用実績:19人 (2)潜在的保育士等のデータベース化 保育古の就業を提研修会の実施 開催回数 6回 参加者数 延べ26人	子ども・青少年局
成果	保育人材バンクにおける潜在的保育士等のデータベースでは、登録者数はほぼ横ばいとなっているが、登録者のうちの求職者数は33人増加、保育士の求人登録数も136人増と保育人材バンクの認知度は高まっており、平成22年度において、19人が就労に結びついた。	
具体的取り組み	2-(2)-エ 多様な保育ニーズに対応する施策の推進	
関連事業名	保育対策等促進事業(延長保育、休日保育、夜間保育、病児·病後児保育)	所管
事業実績	・様々な保育需要に対する保育の充実のため、実施にかかる経費を市町を通じて助成。 延長保育実施か所数 185か所 休日保育実施か所数 16か所 夜間保育実施か所数 2か所 病児・病後児保育実施か所数 14か所 低年齢児保育保育士特別配置 167人	子ども・青少年局
成果	延長保育、休日保育、病児病後児保育等の実施に必要な経費を補助し、就労形態の多様化に対応した保育 の充実、仕事と子育ての両立支援を推進した。	
関連事業名	障害児保育推進事業(自治振興交付金)	所管
事業実績	・障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。 平成22年度の障害児保育推進事業の補助実績(172,944,000円) 保育所・・・・・ 221箇所 対象障害児数・・ 1,197人	子ども・青少 年局
成果	障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じた、きめ細かな保育の実施できた。	

■生まれる前から乳幼児期(~6歳)

施策名	施策の方向性
(3)幼児期における教育の充実	子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進めるとともに、家庭、保育所・幼稚園、地域における教育を充実します。

評価

教職員等が人権に係る研修会やブロック別交流会等に多数参加し、実践することにより、人権を大切にする心を育てる教育・保育につながった。 また、子ども輝き人権教育推進事業推進学区での連携した取組の中で、保育所、幼稚園など地域の教育力の向上を図ることができた。

特に配慮を必要とする子どもやその家庭に対しては、家庭訪問や個別懇談等を通して、子ども・保育所・保護者間の関係が深めることができ、また、保育所での行事や特別活動を実施することで、子どもの情操面での成長が促進された。

保育所では、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、保育所保育指針等に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前教育を充実することとしており、保育指導員の訪問指導により、指導監査ではフォローしきれない保育の質の向上が図られた。

新たな認定こども園の設置に伴い、県内における民間認定こども園の割合が増加し、社会福祉法人および学校法人による事業実施に向けた気運の高まりが生まれた。

地域の子どもに関する交通安全意識は高く、その期待に応えることはできたと考えていたが、幼児が自動車にはねられて亡くなる交通死亡事故が発生した。

今後の課題等

保育所における人権を大切にする心を育てる保育の実践を推進するために、滋賀県人権保育研究協議会が行う「人権を大切にする心を育てる保育」の推進等に資する各種事業に対して補助を行っているが、県内保育園247園のうち、同協議会に加盟しているのは96園である、研修成果を加盟保育園だけでなく県内全保育園に広く発信していくことも必要である。

また、子ども輝き人権教育推進事業においては、さらに、校種間および家庭・地域との連携を強め、地域が一体となった人権教育が推進されるような 取組につなげていく必要がある。

特に配慮を必要とする子どもやその家庭への支援のためにも、引き続き、保育士の加配、子どもや家庭に対する助言や指導、職員の研修等について 補助を行い、子どもの健全な育成や家庭環境づくりを支援することで、児童福祉の増進を図る必要がある。

保育園での保育内容の充実と実践保育の向上のため、保育指導員による訪問指導を行っているが、保育園が増加していくなかで、保育指導員1人の訪問指導件数は限られており、市町単位や法人単位等、複数園の指導を行うなど、指導の実施方法を検討していく必要がある

引き続き、教育・保育の質の向上を目指して認定こども園制度の普及啓発を進めるとともに、各地域ごとの状況(保育施設数、待機児童数等)に 合致した設置の促進が図られるよう、市町と連携した取組が必要である。

交通事故のない社会の実現には、全ての県民が、それぞれの立場において交通安全の意識を高く持つことが必要であることから、より多くの県民に声が届くような幅広い、心に訴える教育・啓発を行う必要がある。

さらに、22年度には、子どもの死者が出たことから、今後とも親子あるいは3世代を対象とした、さらなる交通安全教室開催の必要性を痛感した。

CONT I PARTIE TO COMPANY OF THE PROPERTY OF THE PARTIES OF THE PAR		
具体的取り組み	2-(3)-イ 保育所、幼稚園など地域の教育力の向上	
関連事業名	人権保育推進研究活動事業費等補助	所管
事業実績	・保育内容の充実および保育所入所児童の福祉増進のため、滋賀県人権保育研究協議会が行う「人権を大切にする心を育てる保育」の推進等に資する各種事業に対する助成。 (1)各種研修会の開催 人権保育入門講座 延べ参加者数 127人 人権保育連続講座 延べ参加種数 891人 その他研修 延べ参加者数 398人 (2)人権保育研究集会の開催 参加者数 267人 (3)人権保育研究部会 4部会4テーマ (4)全国人権保育研究集会への参加 107人	子ども・青少 年局
成果	滋賀県人権保育研究協議会において、人権に関する多様な研修を実施することにより、保育所に従事する職員 の資質向上を図られ、保育所における人権を大切にする心を育てる保育の実践を推進につながった。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■生まれる前から乳幼児期(~6歳)

	る前がら46対元物(、、の数)	1	
関連事業名	家庭支援推進保育事業費補助	所管	
事業実績	・特に配慮が必要な児童について、日常生活における基本的な習慣、社会性、思いやりの心を育成。 家庭支援推進保育事業実施か所数 27か所 家庭支援推進保育士配置 42人	子ども・青少年局	
成果 特に配慮が必要な児童について、保護者への助言や家庭訪問を行うことにより、子どもの基本的な生活習慣会性などが育まれる環境づくりの支援を推進した。			
関連事業名	子ども輝き人権教育推進事業	所管	
事業実績	・県内23の推進学区による人権教育推進の取組。 ・7月下旬末から8月上旬にかけて、県内を6ブロックに分けたブロック別交流研究会の実施。 6会場でのべ617人の参加。		
成果	推進学区では、「めざす子ども像」をかかげ、就学前から中学校、あるいは高等学校・特別支援学校にわたり、発達段階に応じた共通実践をしている。その中で一人ひとりの子どもを大切に、個に応じた支援がおこなわた。 ブロック別交流研究会を通じて、推進学区の取組を県内に広めることができた。	·人権教育課 	
関連事業名	保育指導員による訪問指導	所管	
事業実績	・保育内容の充実と保育実践の向上を図るため、保育指導員が保育所を訪問し、保育の実践内容についての相談支援を実施。	子ども・青少	
成果	訪問指導園数 102園 保育指導員が県内保育所(中核市を除く)の約半数の102園を訪問し、保育の実践上のことについて相談に応じることによって、保育内容の充実と保育実践の向上を図られた。	年局	
関連事業名	業名 認定こども園の設置促進		
事業実績	・地域の実情に応じて、保育所と幼稚園の一体的な教育・保育の提供や子育て支援を実施するため、認定こども 園制度の普及啓発および認定子ども園の設置促進。 ・認定こども園施設か所数 17か所 ・22年度新規認定数 3か所	子ども・青少年局	
成果	県内における認定こども園制度の理念や趣旨に対する理解が深まったことにより、新たに民間の幼保連携型認定こども園が3か所増加した。	1 + 1-9	
関連事業名	平成22年度交通安全県民総ぐるみ運動	所管	
事業実績	 ・H22.6.2 幼児に対する交通安全指導者(幼稚園教諭、保育士、カンガルークラブ、交通安全協会など)に対する研修会を県庁会議室において開催。 うた遊び手遊び指導、ホンダ技研交通安全指導者による実技指導など。約90人。 ・H23.3/15~4/15 新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動期間の実施。 各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等による、「新1年生の集い」や幼稚園、保育園などの場において、新入学児童に対する交通安全教育を実施。 ・滋賀県交通安全女性団体連合会による、「チャイルドシート講習会」の実施 栗東市カンガルークラブ全体研修会の場において、チャイルドシートの効果、正しい取り付け方法等についての実技指導。 ららぽーと守山において、チャイルドシートの紹介、正しい取り付け方法などについての実技指導。 ららぽーと守山において、チャイルドシートの紹介、正しい取り付け方法などについての実技指導。 が継園、コミュニティセンター等において、安全な幼児の同乗方法、幼児用ヘルメットの効果等について実技指導 ・その他、年間を通じて、各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等により、幼稚園、保育園、地域などの場において交通安全教育を実施 	交通政策課 [警察本部交 通企画課]	
成果	親子または3世代交流型の交通安全教育を実施することにより、家庭を最小単位とする地域に根ざした交通安全意識の高揚が図れた。		

()内の課名は、平成23年度の課名

■学童期(6~12歳)

施策名	施策の方向性
(1)地域における子育て支援の充実	子育て支援のための連携の推進、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上、子どもの遊び・育ちの場の確保な ど、子どもの成長を支える地域環境を整えます。

評価

放課後児童クラブの施設整備や運営に対して支援することにより、放課後児童クラブの量の拡充および質の向上につながった。

また、放課後子どもプランコーディネーター等研修会を実施することにより、放課後児童クラブ関係者と放課後子ども教室関係者の連携意識が醸成されつつある。

安全で安心な活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進をめざして、子育て三方よしコミュニティ・モデル事業に取り組んだ。その中で、地域で子育てを支援する先進事例「冒険遊び場」の取組を紹介することによって、地域社会において子育ちを支援する県民活動の意識の醸成が図られた。

また、子どもの体験活動を推進するため、自然体験活動指導者を養成し、活動の充実を図ることができた。

PTA子育て学習会を開催することにより、親同士の語り合い活動の重要性について認識を深めることができ、その結果、各単位PTAにおいて独自に開催するなど事業の広がりが見られ、家庭の教育力の向上にもつながった。

今後の課題等

今後とも、放課後児童クラブ施設整備については、市町の設置ニーズに対応して、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場の 確保を図っていく必要がある。

また、放課後児童クラブ関係者と放課後子ども教室関係者が同じ目線で子どもたちの放課後対策について共通理解することが必要である。

子育てを地域社会で支えることの大切さを発信し、その気運の醸成を図っているが、これが地域社会に定着するためには、地域における継続的な子育て支援体制が必要である。また、子育て世代は子の成長によって地域活動から離れていくのが自然の流れであるから、これが継承される仕組みも必要である。

子どもの体験活動は多種多様であるが、現在行っている実践交流会は通学合宿や野外活動が中心である。今後、様々な子どもの体験活動の機会と場の充実のために、分野を広げながら指導者・関係者の交流を図る必要がある。

自然体験活動指導者養成事業において養成された指導者が、学校や青少年団体等が実施する自然体験活動に有効に活用されるよう、積極的な情報提供や、コーディネートのしくみづくり(滋賀県体験活動支援センター)の充実を図る必要がある。

PTA子育て学習講座を受講した保護者がリーダーとなり、単位PTAで活躍できるよう支援する必要がある。

具体的取り組み	2-(1)-ア 放課後児童クラブの量の拡充と質の向上	
関連事業名	放課後児童クラブ施設整備事業費補助 子育て支援環境緊急整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業) 放課後児童健全育成事業費補助	所管
事業実績	○放課後児童クラブ施設整備事業費補助整備した施設数:14施設(創設)(4市) ○子育て支援環境緊急整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業) 小学校の空き教室を利用して放課後児童クラブを実施するために必要な改修に対する補助・4施設(3市) ○放課後児童健全育成事業費補助 運営費国庫補助対象クラブ ・10人以上、250日以上 182クラブ(児童数 6,738名)・20人以上、200日~249日 2クラブ(児童数 66名)	子ども・青少年局
成果	放課後児童クラブ施設整備に対する補助により、定員が約360名増加した。	

具体的取り組み	(
関連事業名 「子育て三方よしコミュニティ」推進事業 (子育て三方よしコミュニティ・モデル事業)(再掲)		所管	
事業実績	 ○子育て三方よしコミュニティ・モデル事業 ①県民活動の普及業務 地域住民が力を合わせて子どもの遊ぶ環境づくりを進める取組である「冒険遊び場」を広く周知し、冒険遊び場づくりのノウノウを伝えることをねらいとして、先進的な取組の紹介と普及。 ・講演会の開催参加者数 134人 ・体験・フィールドワークの開催参加者 50人 ・連続講座・ワークショップの開催参加者 延べ80人 ・既存活動の担い手による出前講座の実施実施件数 20件 ②SOSを見逃さない地域子育で支援事業の実施子育でにおける小さなSOSを見逃さない、住民、専門職が連携したネットワークづくりを、守山市吉身学区をモデル地域とし、検討。 ③県内の子育て支援活動の状況調査県内の子育で支援活動の活動実態ならびに機関・団体同士の連携状況を明らかにし、県民が社会資源を有効に活用できるようにすることを目的に調査を実施。 	子ども・青少年局	
成果	子育て三方よしコミュニティ・モデル事業では、先進事例として、「冒険遊び場」の取組を紹介することによって、地域 社会において子育ちを支援する県民活動の意識の醸成が図られた。		
関連事業名	地域教育力活性化推進事業	所管	
事業実績	○しが子ども体験活動実践交流会 ・通学合宿の取り組みなど体験活動の充実等について協議する「しが子ども体験活動実践交流会」を開催。 第1回実践交流会 6月26日(土)参加人数:27名 第2回実践交流会 12月9日(木)参加人数:64名 ○滋賀県体験活動支援センターによる情報収集・提供 ・通学合宿の推進 県内の通学合宿実施の16箇所に取材、情報提供・訪問説明等5箇所	生涯学習課	
成果	県内の通学合宿や子どもの体験活動を実施している団体のスタッフや指導者が情報交換・交流する機会を持つことができ、体験活動ネットワークを広げることができた。		
関連事業名	関連事業名 自然体験活動指導員養成事業		
事業実績	・子どもたちが安心・安全に体験活動を実施できるための指導者の養成。 自然体験活動指導者養成研修会 参加者40名 修了者30名 第1回 9月11~12日『体験活動の指導法』 第2回 9月26日『自然体験活動の技術』 第3回 10月3日『安全管理 I・II』 第4回 10月31日『プログラム企画立案』 第5回 11月7日『教育課程と体験活動の意義』	生涯学習課	
成果	自然体験活動指導者養成研修会に40名の参加有り、内30名が修了者として登録できた。		
関連事業名	放課後子ども教室推進事業	所管	
事業実績 成果	7月1日 第1回放課後子どもブランコーディネーター等研修会 77名 11月18日 第2回放課後子どもブランコーディネーター等研修会 49名 成果 放課後児童クラブとの連携に取り組んだ教室が11教室に広がった。		
具体的取り組み	2-(1)-ウ 家庭の教育力の向上		
関連事業名家庭教育活性化推進事業		所管	
事業実績	 「家庭教育学習資料」を活用した学習の進行役を養成するPTA子育て学習講習会を開催。 5月29日 彦根会場 119名 5月29日 高島会場 67名 6月5日 草津会場 69名 6月5日 水口会場 55名 6月13日 大津会場 30名 合計340名 	生涯学習課	
成果	参加者のアンケート結果で、58%の人が「大変よかった」、40%が「よかった」との回答があり、参加した保護者の満足が得られた。	満足 	

()内の課名は、平成23年度の課名

■学童期(6~12歳)

施策名	施策の方向性
	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

評価

新体カテストの結果から、5年生男子は1.17ポイント、女子は2.33ポイント全国平均値を下回る結果となり、まだまだ、子どもの体力向上に向けて満足い<結果には至っていない。

専門医派遣により、子どもの現代的な健康課題に対して、校内で委員会で講師の助言をもとに、保護者や関係機関との連携についての方針を決めるなど、具体的に課題解決に向け取り組むことができた。また、個別のケースについて精神科医に相談できる精神科医相談は、教職員にとってたいへん 貴重な機会となった。

「食育の日」の取組を推奨したり、学校や園の特色を生かした優秀な食育の取組を表彰することで、給食の残食率を低下させることができた。また、教職員対象の研修会を実施することで、食に対する意識の向上にもつながった。

性別にかかわらず、お互いに尊敬し合い、支え合いながら、一人ひとりがいろいろな場面で活躍できる社会の実現のために、男女共同参画副読本を活用した授業を実施することにより、一人ひとりが意識し、行動することの大切さについて考えることができ、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけることにつながった。

全校的な授業公開や講演会・懇談会を実施することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の取組が進んだ。

平成22年度は、「環境美化の日」(ごみゼロの日、びわ湖の日、県下一斉清掃の日)の取組について、すべての小学校・中学校・県立学校で、いずれの日も環境保全に関する取組が実施された。また、全校でいずれの日も実施した学校は96.2%であった。このように、県内各学校において、「環境美化の日」の取組の実施が定着してきている。

少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。

びわ湖フローティングスクール「湖の子」、森林への理解と関心を深める森林環境学習「やまのこ」、生命や食べ物の大切さを学ぶ農業体験事業「たんぼのこ」を実施し、子どもが自然と共生する力や人と豊かにかかわる力を育まれた。

また、「しがこども体験学校」の体験プログラムの充実により、子どもたちが様々な実体験をとおして豊かな人間性や社会性を育むフィールドを提供することができた。

郷土の歴史、文化や人物などを取り上げた学習資料を作成し、、学校の学習活動等で活用することにより、子どもたちの地域に関する主体的・体験的・問題解決的な学習の充実、地域のよさを学ぶことにつながった。

今後の課題等

小学生の体力の現状が依然全国平均値を下回り、低位な状況にあることから、自らの体力を高めていくだけの運動(遊び)が行えていない実情があると考えられる。全国の傾向と同様に運動の二極化傾向が伺えることから、男女の体力差があまり見られない低学年の頃から体育授業の充実に努め、運動(遊び)の面白さを味わわせていく必要がある。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、健やかな体の育成を重視する観点から、学校と家庭、地域が連携した取組を推進していくことが必要である。

専門医の派遣が単発で終わることなく、専門医と連携し、様々な課題に対応することとあわせて、学校が担うべき部分の取組を進めていくことが必要 である。そのためにも、各校で事前事後の取組を計画的に実施するよう働きかける必要がある。

食育については、栄養教諭が配置されている学校では、学校教育活動全体で取り組まれているが、未配置校においては単発的な指導になりやすく、食育担当者等のリーダーシップにより栄養教諭や地域の人材等の関係者とが連携をとりながら積極的に推進する必要がある。また、県立学校の食育推進の進め方が課題である。

男女共同参画について学ぶ授業の時間が確保できないなどの課題があるが、副読本の活用率100%に向けて中学校と同様にモデル授業を実施し、家庭科や道徳、学活など、様々な機会を捉えて副読本が活用できることを知ってもらうなど、活用の幅を広げる取組を進める必要がある。

小・中学校での取り組みを進めるため、道徳教育推進教師の力量を高める研修会の開催が必要である。また、中学校における道徳の時間の全校的な授業公開の一層の推進も必要である。

各学校において、「環境美化の日」に対する一定の定着がみられるが、今後は、各学校における取組内容が一層充実するよう手立てを講じていかなければならない。

森林と琵琶湖をつなぐ森林環境学習「やまのこ」事業の着実な実施を図るため、学校や地域の実態、さらには気候条件に応じた学習プログラムのより一層の充実に取り組む必要がある。

また、農業体験事業「たんぼのこ」については、県内全ての小学校で参加が得られるよう、関係市町、学校に対して普及・啓発を図る必要がある。

子どもたちがより多くの体験ができるよう、しが子ども体験学校の新規登録団体の発掘に努めるとともに登録された内容の更新・充実につとめることが必要である。

具体的取り組み	(5 ~ 2 威) 「 2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
	学校体育指導事業	所管
事業実績	 ○学校体育実技指導者講習会を開催(6月) 小学校: 陸上運動等(4日間、計140人) 【その他: 体つくり運動、ゲームボール運動、表現運動】 ○学校体育研究発表大会を開催(2月10日) ○「げんきな湖っ子 みんなで体育」(DVD)に基づく授業実践の促進(講習会を8月に実施) [収録内容] 確実に体力が向上する体育授業・体育授業の手引き・どの子どもにも身に付けてほしい動き10選 ○「げんきな湖っ子 Part II 体育のたから箱」の製作(3月完成) [収録内容] 低学年体育の授業プラン・低学年体育のいろは・体育の宿題 ○小学生1日30分運動の継続 	スポーツ健康 課
成果	学校体育実技指導者講習会により、市町代表の先生に各領域の指導を行い、受講者が後日、各市町において 伝達講習を行うことにより、多くの先生方の指導力の向上を図ることができた。 学校体育研究発表大会により、小学校・中学校・高等学校、それぞれの取り組みを交流することができ、系統的 な指導のための参考にすることができた。 夏期休業中に「げんきな湖っ子 みんなで体育」(DVD)に基づく実技講習会を行い、各小学校において体力が向上 する授業が行われるようになった。 小学生1日30分運動を行い、各学校において取り組み体力の向上に対する意識が高まった。	
関連事業名	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	所管
事業実績	〇専門医派遣(精神科医、産科婦人科医、整形外科医、皮膚科医)…派遣校19校、参加人数2,217人 (教職員456人、児童生徒1,698人、保護者63名) 〇精神科医相談…9件、相談人数19人	スポーツ健康
成果	専門医の学校派遣は、講演会形式だけでなく、学校の実態や課題に応じてケース検討会や学校保健委員会組み入れるなど各校で工夫した活用ができた。 精神科医相談では、精神科医から受けた指導助言をもとに校内委員会等を開催し、今後の指導や対応の方向性を決めるなど、各校で相談を生かすことができた。	課
関連事業名	湖っ子食育推進事業	所管
事業実績	 ○小・中学校における「食育の日」の取組み推進 ・全小・中学校から「食育の日」の計画書と実施報告書の提出を求めている。 ○教職員への食育の研修を実施(年2回) ・5月21日(金)「全国学校給食研究協議大会」の分科会で研究発表を行った栄養教諭の実践発表とグループ協議参加者 124名 ・11月5日(金) 食育指導者養成研修に参加した栄養教諭からの伝達講習とグループ協議参加者 74名 ○湖っ子食育大賞表彰・学校や園の特色を生かした優秀な食育の取組 	スポーツ健康 課
成果	「食育の日」を推奨することにより、給食を活用した指導、栽培や収穫等の体験活動、教科や特別活動等における指導等が行われた。その結果、給食の残食が減少したり、食に対する意識が高まったりするなどの成果が現れている。	
具体的取り組み	2-(2)-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	 ・青少年期から性別役割分担意識にとらわれず、主体的に行動できる世代の育成を図るため小学生用副読本を作成・配布。 ・次年度活用に向けて、少子高齢化の進行や情報化の進展など社会情勢などが大きく変化していることを踏まえ、諸状況の変化に対応した、より活用しやすい副読本になるよう改訂。 【児童用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 小学生用(16,400部) 手引き 小学生用(980部) 小学生用副読本改訂委員会開催 5回(8/9、9/9、10/29、12/16、1/18) 	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない言動が見られるなど、子どもたちが 男女共同参画について学び、考えるための一助となった。	

関連事業名 道徳教育「心の学舎」推進プラン 所管 〇平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の (授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。 ・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。 事業実績 (①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会) 学校教育課 「道徳の時間」のH22年度平均授業時数は、小学校35.5時間 中学校35.9時間。 ・道徳の授業公開が増えた。(小)H21:92.6%→H22:96.1% (中)H21:77.0%→H22:78.0% 成果 校内研修を通じて小・中学校教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。 関連事業名 「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施 所管 〇本県、児童・生徒の環境保全意識の醸成を図るため、「環境美化の日」の取組をとおした環境教育の推進。 ・「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環 境美化の日」とし、「環境美化の日」には、県内の児童・生徒が、人間の活動と環境との関わりについ 事業実績 て理解と認識を深め、環境を大切にする心や環境問題を自らの問題とし、その解決に向けて正しい判 断で行動できる能力を身に付けられるよう、県内のすべての小・中学校、県立学校で環境保全の取組 んだ。 学校教育課 校種や発達段階を踏まえて、学校によるさまざまな取組が実施されている。例えば、小学校では、総合的な学習 の時間を使って各学級で指導し、環境保全に対する意識を高めたり、各学級でびわ湖についての学習を行い、2学 成果 期のクリーン作成の意義付けを行ったりするなどの取組がみられた。また、中学校では、縦割り集団を形成し、小学 校と合同で地域の清掃活動を行う取組や、県立学校では、地域清掃・校内美化として生徒会を中心にボランティア を募り、地域の方と一緒に校内外の清掃活動を行うなどの取組がみられた。 関連事業名 次世代文化芸術推進事業 所管 ・しが文化芸術学習支援センター運営委員会が、学校と文化施設、芸術家等とをつなぎ、子どもたちに本物の文化 芸術を体験してもらう連携授業への取組み。 事業実績 県民文化課 連携授業実績数 10.501人(53校) (文化振興 課) 前年度より、新たに連携する学校が増え(新規実施校25校)、より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機 会が提供できた。実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大 成果 きな影響を与えていると高い評価を得た。 具体的取り組み 「確かな学力」を育む - (2) 一寸 少人数学級編制の実施 関連事業名 所管 少人数指導の実施 〇少人数学級編制の実施 ・小学校1~3年および他の1学年、中学校1年での少人数学級編制の実施。このうち、小学校1~3年におい ては、少人数学級編制と複数指導の選択制を実施。 ・小学校では延べ201校が35人学級編制を、延べ11校が複数指導を実施し、中学校では47校が35人学級編 制を実施 事業実績 〇少人数指導の実施 ・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。 教職員課 ・小学校91校に95名、中学校95校に143名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の 各教科で、きめ細かな少人数指導を実施。 少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向 上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。 少人数指導の実施により、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わか 成果 りやすい、集中できる、質問がしやすいと感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生 徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。

具体的取り組み	【 ひ ~ 】 2 	
関連事業名	しがこども体験学習推進事業	所管
事業実績	 ○滋賀こども体験学校パンフレットの作成・配布・県内各地で行われる体験活動の情報を集約した子ども向けのパンフレット(69団体179事業を紹介)を95,000部作成し、小学生全員(91、681部)の他、児童館、ホール、図書館等に配布。 ○体験活動実施者のスキルアップ研修会の実施・平成22年5月24日 76名(生涯学習課との共催)安全対策の手順、危険予知、安全対策評価についての研修・平成22年12月19日 22名情報交換 ○新規登録団体向けリーフレット作成・配布・3,000部作成し、市町教委、公民館、NPO法人等に配布した。 	子ども・青少 年局
成果	平成22年度には、新規登録団体が7団体あり、平成22年度末「こども体験学校」登録団体は93団体となった。	
関連事業名	 森林環境学習「やまのこ」事業 	所管
事業実績	・県内全ての小学校4年生(市町立、国立、私立、特別支援学校および各種学校等)を対象として、日帰りまたは 1泊2日のやまのこ施設での森林環境学習と事前・事後学習を243校で実施(参加者数は14,557人)。	森林政策課
成果	新たに県立学校が3校加わり、私立を除く243校すべての対象校で実施した。	
関連事業名	たんぽのこ体験事業	所管
事業実績	・生命や食べ物の大切さを学ぶため、自ら作り、育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験事業を実施。 実施した県内小学校202校(対象校233校)	農政課
成果	全市町の小学校で事業が実施され、前年度実施校198校を上回る202校が実施し、全県において「農からの 食育」の取り組みが着実に拡大している。	(食のブランド 推進課)
関連事業名 びわ湖フローティングスクール実施事業		所管
事業実績	・学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿 泊体験型の教育を展開。 1泊2日航海 94航海実施(188日)=14,499名乗船 1日航海 3航海実施 (3日)=「うみのこ」体験航海2航海+「沖島ぐるっと一周」航海1航海 計 97航海(191日稼働)	学校教育課
成果	どの航海においても児童が、環境を守ることの大切さや友だちと協力することの必要性など、実感を伴った理解を深めている姿が見られた。「あんぜん・あいさつ・あとしまつ」を合い言葉にして、安全をすべての活動に優先する指導や取組を行ってきている。 昭和58年8月に「うみのこ」就航式を行い、平成23年で28年を経過することになる。平成22年度終了時の乗船小学生の累計は、441,527人である。	
関連事業名	子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業	所管
事業実績	・小学校3~5年生の児童、中学校の生徒の地域に関する主体的・体験的・問題解決的な学習を充実し、地域のよさを学ぶことに資するため、郷土の歴史、文化や人物などを取り上げた学習資料を、各学校に配付し、学習活動等で活用。	学校教育課
成果	学習活動で一定の活用が図られた。小学校では、調べ学習の参考資料として、中学校では、歴史的分野の学習補助資料として活用されている。 活用例、実践事例等の取組事例を小・中学校より集めることができた。	

関連事業名	環境学習の実践・副読本の改訂	所管
事業実績	 ○環境学習の実践 ・環境保全に向けた「環境美化の日」等での活動や取組、びわ湖フローティング事業などに代表される体験を重視した学習など、「持続可能な社会」の実現に向けて、主体的に行動できる人づくりをめざした環境教育を推進。 ○副読本の改訂 ・各校種ごとに環境教育副読本を作成・配付し、各教科や総合的な学習の時間等で活用することにより、児童・生徒が生活と自然環境とのかかわりについて理解と認識を深め、琵琶湖を中心とする地域の特色ある自然環境を活かした環境教育の指導を推進。 ・平成21年度「あおいびわ湖」(小学校五訂版)、平成22年度「あおい琵琶湖」(中学校六訂版)を改訂し、各小・中学校に1学年分の児童・生徒数及び教員数分を配布。(平成23年度「琵琶湖と自然」(高等学校六訂版)を作成する予定) ・各学校においては、小学4年生以上の各学年で10時間程度の活用を図る予定。 	学校教育課
成果	小学校では、フローティングスクールの事前・事後学習として、中学校では、総合的な学習の時間における調査活動や社会科、理科、家庭科等の教科で活用されている。また、教科書の内容と関連付けながら、補助教材や調べ学習の資料としても活用されている。	

■学童期(6~12歳)

	1 /
施策名	施策の方向性
(3)子どもの安全確保に向けた取り 組みの推進	子どもが事件や事故の被害に遭わないよう安全の確保に努めるとともに、危険回避能力を育成します。

評価

スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動の支援および「なくそう犯罪」滋賀安全まちづくり協賛事業所での取り組みにより、学校・家庭・地域・企業等が連携して、パトロール活動を実施するなど、地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制づくりにつながった。

協賛事業所の取り組みについては、一時的な活動ではなく、「110番の家」等のように日常的に行われており、またそれぞれの地元における活動であることから、今後も地域安全に対する効果が十分に期待できるとともに、他の事業所の模範となっていることからも、評価は高い。

今後の課題等

地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制の充実のため、スクールガード、教職員、保護者、子ども安全リーダー等関係者の研修を継続して実施 し、危機管理意識の醸成を高めることが必要である。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所登録数については、県下各地域別にみるとまだまだ十分でないことから、今後も「協賛事業所活動の積極的なアピール」「県下協賛事業所の統一的な活動」等を推進し、協賛事業所の拡大を図る必要がある。

具体的取り組み	2-(3)-ア 学校や通学路、地域における安全の確保	
関連事業名	地域ぐるみの学校安全対策の推進	所管
事業実績	○平成22年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成研修を実施 ・「滋賀県スクールガード・リーダー(6名)」により学校巡回指導を実施 ・「滋賀県スクールガード・リーダー(6名)」により学校巡回指導を実施 ※対 象:県内公立小学校【231校】 →各2回、 希望する幼稚園【72園】、中学校【4校】→各1回 ・スクールガードによる学校内や通学路の巡回、地域での登下校の見守り活動を推進 ・滋賀県及び19市町教育委員会の取組、県内28小学校の取組を「滋賀県地域ぐるみの学校安全体制 整備推進実践事例集」として発行。 ・「スクールガード活動の手引き」を掲載。	スポーツ健康課
成果	地域ぐるみで児童生徒の安全を確保するため、スケールガードの養成をすすめるとともに、積極的な活動の展開を促すことにより、約26,000人の見守り体制が整備できた。 スケールガード・リーダーによる学校内の点検はじめ、防犯教室、通学路安全マップの作成、教職員・保護者の研修等、巡回指導の徹底により、各学校の危機管理意識を高め、一層の取り組みを推進した。	
関連事業名	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録	所管
事業実績	・平成22年度新規協賛事業所として4事業所を登録。 ・各事業所に対して、毎月の県下犯罪統計(刑法犯認知件数)、少年に対する声掛け事案の発生状況を提供し、各事業所における子どもの安全確保に対する次の取り組みを実施。 ①子ども110番の車、家、お店としての活動 ②既成防犯チラシの配布 ③防犯啓発記事を掲載したビラの作成配布 ④防犯パトロール活動	県民生活課 (県民活動生 活課)
成果	協賛事業所に対して毎月タイムリーな情報を発信し、それに基づいた取り組みを実施してもらっており、相応の犯罪 抑止効果があった。	
関連事業名	子ども安全リーダー制度	所管
事業実績	・地域におけるリーダシップのとれる人物をリーダーとして、小・中学生の通学路等の安全確保から各小学校区おおむね5人、警察署長が委嘱。(平成9年10月31日から実施しており、 平成22年度1,251人(平成23年3月31日現在)) ・通学路における見守り活動を実施し、声かけ事案やわいせつ事犯から子どもを守ることを任務として活動、地域で子どもを守るという地域の連帯意識を醸成	警察本部 生活安全企 画課
成果	子ども安全リーダーの見守り活動等により、地域で子どもを守るという地域の連帯意識の醸成を図ったことにより、 小学生対象の誘拐事件の発生はなかった。	

■思春期(12~おおむね18歳)

施策名	施策の方向性
(1)子どもが健やかに育つ環境づくり	思春期に特有の健康に関する諸課題やインターネットや携帯電話の普及に伴う諸課題に対応するため、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

評価

思春期からの身体やこころの相談や健康教育により、性、性感染症予防に関する正しい知識の普及につながった。

薬物乱用防止啓発活動により、子どもやその家族などが薬物に関する知識を習得でき、また、シンナー等の適正流通を確保できたことにより、子どもが薬物に手を染めず、健やかに育つ環境づくりについて、着実に成果を収めることができた。

市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で啓発活動を実施したことにより、保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。

平成20年の条例改正後、初めて携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフト利用状況の一端が把握できた。

携帯電話を初めて手にすることの多い高校一年生全員に啓発リーフレットを配布することによって、インターネット利用上のマナーや困ったときの相談窓口について認識してもらうことができた。

今後の課題等

電話相談や健康教育を実施している子育て・女性健康支援センターが、更に活用されるよう電話相談や健康教育の実施について周知を図る必要がある。

未成年の薬物乱用防止等の徹底のため、引き続き薬物乱用防止に向けた啓発活動を積極的に行うとともに、シンナー等の取扱いを継続して指導していく必要がある。

携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は55.1%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であったことから、保護者に対してインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を一層啓発するとともにアンケート調査の継続による利用状況を把握することが必要である。

他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の、人権に関わる問題が発生したり、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪 に巻き込まれる事件も発生していることから、被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に 関する正しい理解などについて引き続き教育・啓発に取り組む必要がある。

有害情報フィルタリングソフトウェアの普及促進などを目的とした「青少年インターネット環境整備法」をはじめとするインターネットに関連する法律等について周知していく必要がある。

具体的取り組み	2-(1)-ア 思春期保健対策の充実	
関連事業名	子育て・女性健康支援事業	所管
事業実績	・思春期の健康問題等についての電話相談の実施 電話相談 延べ 2,163件 健康教育 21回	健康推進課
成果	思春期からの健康教育を実施し、命の大切さや性感染症に関する正しい知識の普及啓発ができた。	
関連事業名	薬物乱用防止対策事業	所管
事業実績	 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間:平成22年6月20日~7月19日 平成22年6月26日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。 ○覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間:平成22年6月20日~7月19日、平成22年11月15日~12月14日 ○各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。 ○薬物乱用防止推進大会の開催 平成22年11月25日に開催。参加人数158名 ○シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設938施設に対して、立入調査を実施。 	医務薬務課
成果	各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■思春期(12~おおむね18歳)

具体的取り組み	、 1 ∠ 3 03 03 03 16 1 0 700 7	
	青少年にふさわしい環境づくり推進事業	所管
事業実績	・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の有害環境から青少年を守る対策の推進」を掲げ、県内一斉キャンペーン日を設定するなど啓発活動の実施。(全市町で実施) ・少年センター等により、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を実施。(携帯電話販売店:対象127店、回答121店、回収率95.2%/携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は55.1%)	子ども・青少 年局
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」中に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。 また、携帯電話販売店に対して、少年センター等が、アンケートの依頼・回収時を利用し、青少年へのフィルタリングソフト利用勧奨を働きかけるなど、販売店への啓発も行った。	
関連事業名	人権啓発活動の実施(インターネット人権啓発事業分)	所管
事業実績	・インターネット人権啓発リーフレット「緊急 ネット見守隊参上」の一部改訂(解説用イラストの変更・統計データの更新・相談窓口の追加) ・インターネット人権啓発リーフレット「緊急 ネット見守隊参上」の新高校一年生への配布(配布数:14,925部)	人権施策推 進課
成果	リーフレットを、県内の全公立・私立高校、特別支援学校高等部に配布し、インターネット利用にかかる人権啓発を行った。	

■思春期(12~おおむね18歳)

施策名	施策の方向性
(2) 生さる力」を目む子校教育寺の	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう、学童期に引き続き、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むために、学びや体験の機会を確保します。

評価

学校体育指導事業では、指導者を対象にした講習会を実施し、指導者の資質を向上させることができるとともに、実際の指導に生かすことができた。

性別にかかわらず、お互いに尊敬し合い、支え合いながら、一人ひとりがいろいろな場面で活躍できる社会の実現のために、男女共同参画副読本を活用した授業を実施することにより、一人ひとりが意識し、行動することの大切さについて考えることができ、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけることにつながった。

全校的な授業公開や講演会・懇談会を実施することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の取組が進んだ。

平成22年度は、「環境美化の日」(ごみゼロの日、びわ湖の日、県下一斉清掃の日)の取組について、すべての小学校・中学校・県立学校で、いずれの日も環境保全に関する取組が実施された。また、全校でいずれの日も実施した学校は96.2%であった。このように、県内各学校において、「環境美化の日」の取組の実施が定着してきている。

中学校チャレンジウィーク事業による職場体験は、中学生が将来の自分の生き方について考え、主体的に進路選択できる力の育成に資することができ ている。

感性豊かな子どもたちが本物の文化芸術に触れ、体験する機会を提供することにより、子どもたちの豊かな心の育成に資することができた。

21世紀淡海子ども未来会議は、滋賀県として、子どもたちの思いや考えを受け止める場として定着している。また、「子どもの権利」および「子どもの意見表明権」を尊重することにより、子ども議員が提言した内容が、実際に具現化した例もあり、自ら考え自ら行動する力の育成にもつながった。

アクティブハイスクール支援事業などの実施により、生徒が自己の在り方・生き方を見つめるとともに、進路実現に向けて努力できるようになってきた。

経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対し、高等学校奨学資金を貸し付けるなど、教育の負担軽減を図ることができた。

今後の課題等

学校体育実技指導者講習会については、中央研修への指導者派遣も含め、継続して実施することにより、指導員の資質の向上を図りことが必要である。特に、武道認定講習会については、柔道と剣道を隔年で実施しているが、特に中学校の武道必修化に向けて、また、武道の安全指導について研修も踏まえ、継続する必要がある。

男女共同参画について学ぶ授業の時間が確保できないなどの課題があるが、副読本の活用率100%に向けて中学校と同様にモデル授業を実施し、 家庭科や道徳、学活など、様々な機会を捉えて副読本が活用できることを知ってもらうなど、活用の幅を広げる取組を進める必要がある。

小・中学校での道徳教育の取り組みを進めるため、道徳教育推進教師の力量を高める研修会の開催が必要である。また、中学校における道徳の時間の全校的な授業公開の一層の推進も必要である。

職場体験により、気付いたことや学んだことを深められるように、事前・事後学習をさらに充実させることも必要である。

より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会を提供するため、文化芸術体験プログラムを量的・質的に県全域へ拡大する必要がある。

多くの子どもたちへの機会提供の面から、21世紀淡海子ども未来会議では、新規応募者(特に中学生)の増加に向けた取組みも必要である。

公立学校での特色教育の実施状況を踏まえ、今後においても、私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援していく必要がある。

高等学校奨学資金の貸付においては、年々増加していく未償還額への対応が課題となっている。

具体的取り組み	2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
関連事業名	学校体育指導事業(再掲)	所管
	〇県学校体育実技指導者講習会(子どもの体力向上指導者養成県内研修) ・小学校、中学校、高等学校における体育担当者の資質の向上を図ることを目的に開催。 〈日 時〉 平成22年6月8日~18日 〈実技種目〉 中高:器械運動、柔道、ダンス 小:陸上運動体つくり運動、ゲームボール運動、表現運動【7領域で実施】 〈参 加 者〉 中、高等学校教員:【83名】・小学校教員【134名】	
事業実績	○学校体育実技武道認定講習会(柔道) ・中学校、高等学校における体育の学習指導の中で、武道指導の充実を図るため、保健体育担当教員および、柔道部顧問を対象に武道(柔道)の段位取得を促進し、実技指導のより一層の充実を図ることを目的に開催。 <日 時> 平成22年8月24日~27日 4日間 <内 容> 実技指導法ならびに段位取得 <参 加 者> 中学校教員13名、高等学校1名	スポーツ健康課
成果	県学校体育実技指導者講習会(子どもの体力向上指導者養成県内研修)により、4日間の中央研修を受講した 指導者が、研修内容を県内の指導者に伝達することにより、指導者の養成につながっていくいう点で有意義な機会に なった。 学校体育実技武道認定講習会(柔道)は、県柔道連盟の協力を得ながら、4日間の日程で実施したが、初段認 定をするにあたって、徹底した武道学習と実技を行い、短期間ではあるが、充実した講習会となった。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■思春期(12~おおむね18歳)

	(12~おおむね18成) 2-(2)-イ 「豊かな心」を育む	
具体的取り組み	2-(2)-イ 豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	・青少年期から性別役割分担意識にとらわれず、主体的に行動できる世代の育成を図るため中学生・高校生用副 読本を作成・配布するとともに、効果的な活用を図るため、副読本を活用したモデル授業を実施。 【生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 中学生用(15,670部)、高校生用(15,000部) 手引き 中学生用(980部)、高校生用(760部) 【副読本を活用したモデル授業の実施】 中学生用副読本を活用したモデル授業を県内で初めて実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・実施日:11月30日(火) ・場所:草津市立草津中学校 ・科目:家庭科 ・参加者:24名(中学校教諭、男女共同参画推進員、市町職員)	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない言動が見られるなど、生徒たちが男 女共同参画について学び、考えるための一助となった。	
関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン(再掲)	所管
事業実績	 ○平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。 ・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。(①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会)・「道徳の時間」のH22年度平均授業時数は、小学校35.5時間 中学校35.9時間。・道徳の授業公開が増えた。(小)H21:92.6%→H22:96.1% (中)H21:77.0%→H22:78.0% 	学校教育課
成果	校内研修を通じて小・中学校教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。	
関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施(再掲)	所管
事業実績	〇本県、児童・生徒の環境保全意識の醸成を図るため、「環境美化の日」の取組をとおした環境教育の推進。 ・「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、「環境美化の日」には、県内の児童・生徒が、人間の活動と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境を大切にする心や環境問題を自らの問題とし、その解決に向けて正しい判断で行動できる能力を身に付けられるよう、県内のすべての小・中学校、県立学校で環境保全の取組んだ。	学校教育課
成果	校種や発達段階を踏まえて、学校によるさまざまな取組が実施されている。例えば、小学校では、総合的な学習の時間を使って各学級で指導し、環境保全に対する意識を高めたり、各学級でびわ湖についての学習を行い、2学期のクリーン作戦の意義付けを行ったりするなどの取組がみられた。また、中学校では、縦割り集団を形成し、小学校と合同で地域の清掃活動を行う取組や、県立学校では、地域清掃・校内美化として生徒会を中心にボランティアを募り、地域の方と一緒に校内外の清掃活動を行うなどの取組がみられた。	
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業~中学2年生5日間職場体験	所管
事業実績	 ○中学2年生の5日間の職場体験の実施 99校 一実施後アンケートよりー 生 徒:働いている人は、難しいことでも最後までやりとおしている。 95.2% 保護者:職場体験等、地域社会で子どもを育てることに賛同する。 96.7% 事業所:今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい。 91.4% 教職員:5日間の職場体験は、学校と地域社会をつなぐ活動であったと思う。 94.6% ○県教育委員会の取組 県中学生チャレンジウィーク支援会議の開催(8月,11月,2月) 中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催(6月) ーリーフレットの作成 	学校教育課
成果	中学生が将来の自分の生き方について考え、主体的に進路選択できる力の育成に資することができている。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■思春期(12~おおむね18歳)

	(12~おおむね18歳)		
関連事業名	 高等学校文化祭事業 	所管	
事業実績	 ○第34回全国高等学校総合文化祭(宮崎大会) 8月1日(日)~8月5日(木)(参加生徒数)のべ253名(参加校数)のべ45校(参加部門) パレード、合唱、吹奏楽、マーチングバンド・バトントワリング、日本音楽、美術・工芸、書道、写真、囲碁、将棋、新聞、放送、小倉百人一首かるた ○第30回近畿高等学校総合文化祭(奈良大会) 11月6日(土)~21日(日)(参加生徒数)のべ420名(参加校数)のべ60校(参加部門) 合唱、吹奏楽、マーチングバンド・バトントワリング、日本音楽、演劇、美術・工芸、書道、写真、囲碁、将棋、放送、小倉百人一首かるた ○第31回滋賀県高等学校総合文化祭 10月27日(水)~31日(日)(参加生徒数)のべ4,671名(参加校数)のべ243校(参加部門) 合唱、吹奏楽、マーチングバンド・バトントワリング、邦楽、演劇、美術・工芸、書道、写真、音楽、囲碁、将棋、放送、新聞、小倉百人一首かるた、自然科学 	学校教育課	
成果	全国高等学校総合文化祭新聞部門において彦根東高校が年間紙面審査最優秀を受賞、また、近畿高等学校総合文化祭において写真部門、放送部門が優秀賞を受賞、囲碁部門が府県対抗戦で男子優勝、将棋部門女子団体戦で湖南農業高校が優勝、小倉百人一首かるた部門で膳所高校が3位に入賞するなどの活躍があった。		
関連事業名	次世代文化芸術推進事業(再掲)	所管	
事業実績	・しが文化芸術学習支援センター運営委員会が、学校と文化施設、芸術家等とをつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらう連携授業への取組み。 連携授業実績数 10,501人(53校)	県民文化課 (文化振興課)	
成果	前年度より、新たに連携する学校が増え(新規実施校25校)、より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会が提供できた。実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大きな影響を与えていると高い評価を得た。		
関連事業名	 21世紀淡海子ども未来会議設置運営事業 	所管	
事業実績	 ○平成21年度継続事業 直前ワーク① 平成22年5月15日(土) 子ども議員30名 直前ワーク② 平成22年6月12日(土) 子ども議員30名 直前ワーク③ 平成22年8月10日(火) 子ども議員35名 子ども県議会 平成22年8月24日(火) 子ども議員38名 代表19名から18の提案・質問を行った。 ○平成22年度事業 任命式・夏キャンプ 平成22年8月9日(月)~10日(火) 子ども議員46名 地域会議①(高島地域) 平成22年10月23日(土)~24日(日) 子ども議員49名 地域会議②(大津地域) 平成22年11月27日(土)~28日(日) 子ども議員45名 プレ子ども会議(大津市) 平成23年1月30日(日) 子ども議員36名 地域会議③(東近江地域) 平成23年3月12日(土)~13日(日) 子ども議員43名 ○子ども遊びサポーター養成講座 4回実施 のべ74名参加 	子ども・青少年局	
成果	外来魚回収ボックスの利用促進」「飲酒運転の防止ポスターの作成」の2つの提言が実現された。 ①外来魚回収ボックスにポスターを貼り目立つようにするため、ポスターを子どもに依頼 ②飲酒運転の防止に関するポスターを小学生から募集。		
具体的取り組み	2-(2)-ウ 「確かな学力」づくり		
関連事業名	アクティブハイスクール支援事業	所管	
事業実績	○指定校事業 県立高等学校(51校)が、次のA~Hの8つのグループに分かれ、それぞれのテーマにそって事業(特色ある学校づくり、体験活動)を実施。 A 知の世紀をリードする人材を育てる学校(6校) B 望ましい勤労観・職業観や職業人としての資質を育てる学校(8校) C 感性を豊かにし生きる力を育てる学校(2校) D 学び直しを支援する学校(4校) E 得意分野を育てる学校(8校) F 地域に根ざした教育を展開する学校(8校) G 国際社会を生きる教養ある人材を育てる学校(3校) H 学びの意欲を高め確かな学力を育てる学校(12校) ○高大連携事業 複数高校の希望者と県内10大学との連携による連続講座の開講。 ○学校情報の発信 中学生の普通科高校体験入学などの実施。	学校教育課	
成果	指定校事業における平成22年度の生徒満足度は83.2%となり、本事業が始まって以来、最も高い数値となった。 高大連携事業では、開講された20講座に過去最多の416名の生徒が参加した。	>数値となっ	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■思春期 (12~おおむね18歳)

	(12° 5504410 mg)	
関連事業名	少人数学級編制の実施(再掲)	所管
事業実績	○少人数学級編制の実施 ・小学校1~3年および他の1学年、中学校1年での少人数学級編制の実施。このうち、小学校1~3年においては、少人数学級編制と複数指導の選択制を実施。 ・小学校では延べ201校が35人学級編制を、延べ11校が複数指導を実施し、中学校では47校が35人学級編制を実施。	
成果	少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、 学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。	
具体的取り組み	2-(2)-エ 教育に伴う経済的負担の軽減	
関連事業名	私学経営安定事業	所管
事業実績	 ・補助対象 27法人(16校、26園) 12,193人 ・補助金額 3,146,105千円 ・補助単価 高等学校(全日制・定時制) 315,000円 高等学校(通信制) 68,000円 中学校 269,000円 小学校 260,000円 幼稚園 165,000円 	総務課
成果	私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減が図れた。	
関連事業名	高等学校奨学資金の貸付	所管
事業実績	・平成22年4月から平成23年2月まで滋賀県奨学資金の貸与申請を受け付け、1,086人に対して、約3億1千万円の 奨学資金を貸与した。 (貸与要件等) ◆奨学資金の貸与要件 次の①~④のいずれにも該当し、修学に意欲を有する者 ①貸与受けようとする者の保護者等が県内に居住する者 ②高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)に在学する者 ③貸与を受けようとする者の世帯の年収が基準額(生活保護基準の1.7倍)以下である等、経済要件を満たし、学資の支弁が困難と認められる者 ④他の同種の奨学資金を受けていない者 ◆奨学資金の貸与額等(無利子) ・奨学金(月額) 国公立(自宅通学)18,000円(自宅外通学)23,000円 私立(自宅通学)30,000円(自宅外通学)35,000円 ・入学資金(入学時のみ) 基本額(国公立・私立とも)50,000円 私立加算額 限度額150,000円(ただし入学金相当額の範囲内) ◆貸与申請の受付期間 ・平成22年4月中(集中募集) ・平成22年5月から平成23年2月まで(随時募集)	学校教育課
成果	経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する教育の負担軽減に寄与することができた。	

■思春期(12~おおむね18歳)

施策名	施策の方向性
(3)自立に向けた意識づくりと就業支援	勤労観や社会性を養うことにより、将来の自立に向けた主体的な就学や就業が行える要支援します。

評価

中学校チャレンジウィーク事業による職場体験は、中学生が将来の自分の生き方について考え、主体的に進路選択できる力の育成に資することができている。

各関係機関が連携して新規高等学校卒業予定者就職相談会を開催し、就職未内定者の就職を促進することができた。

今後の課題等

中学生が、職場体験を通して気付いたことや学んだことを深められるようにするためには、事前・事後学習をさらに充実させることも必要である。

引き続き厳しい就職環境の中で、各関係機関が連携し、就職相談会を効果的に開催するなどして、新規高等学校卒業予定者の就職を促進する必要がある。

必安かめる。		
具体的取り組み	2-(3)-ア 【勤労観・職業観を養い、社会での自立をめざす支援の充実	
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業~中学2年生5日間職場体験(再掲)	所管
事業実績	 ○中学2年生の5日間の職場体験の実施 99校 一実施後アンケートよりー 生 徒:働いている人は、難しいことでも最後までやりとおしている。 95.2% 保護者:職場体験等、地域社会で子どもを育てることに賛同する。 96.7% 事業所:今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい。 91.4% 教職員:5日間の職場体験は、学校と地域社会をつなぐ活動であったと思う。 94.6% ○県教育委員会の取組 ・県中学生チャレンジウィーク支援会議の開催(8月,11月,2月) ・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催(6月) ・リーフレットの作成 	学校教育課
成果	中学生が将来の自分の生き方について考え、主体的に進路選択できる力の育成に資することができている。	
関連事業名	若年者総合就業支援事業	所管
事業実績	・就職未内定者の就職促進等のため、滋賀労働局、県教育委員会等の各関係機関と連携して「新規高等学校卒業予定者就職相談会」を開催 開催日 11月24日 参加生徒数 38校 215名 参加事業所 35社	労政能力開 発課 (労働雇用政 策課)
成果	新規高等学校卒業予定者就職相談会の開催により46名の就職が内定した。	

■青年期(おおむね18歳~おおむね30歳)

 <u> </u>	= 1414
施策名	施策の方向性
(1)社会への参画促進	社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な参加を促す機会を提供します。

評価

青少年に多くの魅力ある大人達と出会う場を創出することで、未来への希望を抱かせ、主体的な社会との関わりを持つきっかけを作り出すとともに、青少年が気楽に話せる雰囲気作りと青少年をケアできる配慮が同時に行えるしくみができつつある。

今後の課題等

青少年の自立に向けての支援として、青少年支援団体との交流活動や体験の場づくりなどの取組を進めた。しかしながら、都市化の進展など社会環境の変化により、地域における連帯感が希薄化し、青少年の自立にとって引き続き厳しい現状にある。今後とも、青少年活動団体の活性化とともに、青少年への情報提供や機会提供により、青少年の育成の推進を図っていく必要がある。

具体的取り組み	2-(1)-ア 若者の主体的な社会参画の促進		
関連事業名	出会い発見!青少年応援事業	所管	
事業実績	 ・実施地域:湖北地域 ・実施内容 ・職業人マッチングフェア:平成22年 7月10日(土)参加者 48名、支援者 24名 ネットワーク交流会 :平成22年 8月28日(土) 支援者 26名 マッチングフェア :平成22年10月31日(日)参加者103名、支援者 20名 現場体験ツアー :平成22年12月19日(日)参加者 35名、支援者 22名 	子ども・青少年局	
成果	職業人マッチングフェアにおいて、若者が色々な職業人と色々な話ができたことなどにより、アンケート結果によると8割以上の参加者が「大満足」と答えた。		

()内の課名は、平成23年度の課名

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進 ■青年期(おおむね18歳~おおむね30歳)

施策名	施策の方向性
	若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立していくため、将来の目標をめざした就学や就業への支援を行います。また、農林水産業など地域産業に就く意欲のある若者を支援するなど、若者の就業機会の拡大を図ります。

評価

新規学卒者等を取り巻く厳しい就職環境の中、就職相談、個別カウンセリングの実施、求人・就職関連情報の提供、就職面接会の開催等により 若年者の就業支援を図ることができた。

今後の課題等

引き続き厳しい就職環境の中で、若年求職者に、より適切なサービスを提供するとともに、求人開拓、企業とのマッチング等により若年者の就職を促 進する必要がある。

具体的取り組み	2-(2)-ア 職業能力開発支援・就業支援の充実				
関連事業名	若年者総合就業支援事業	所管			
事業実績	・若年者の就職を支援するため、ヤングジョブセンター滋賀で、就職に関する相談、個別カウンセリング、求人・就職関連情報の提供等を実施。 平成22年度ヤングジョブセンター滋賀の利用実績(登録者数3,040人、利用者延数19,940人、就職者数1,654人) ・県内企業への就職を促進するため、インターネットにより県内企業情報を提供するとともに、関係機関と連携して就職面接会を3回開催。	労政能力開 発課 (労働雇用政 策課)			
成果	新規学卒者等を取り巻く厳しい就職環境の中、概ね35歳未満の若年者に対し、滋賀労働局・ハローワーク等と連携・協力のもと、ヤングジョブセンター滋賀を運営し、総合的な就職支援をワンストップで行うことにより1,654人が就職した。	1來砵/			

()内の課名は、平成23年度の課名

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(1)社会的養護を必要とする子ども に対する支援の推進	児童虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼす著しい人権侵害であるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に立って、滋賀県児童虐待防止計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが適切かつ十分な支援を受けられる体制や社会資源を充実します。

評価

市町、関係機関・団体および企業等との協働により「オレンジリボンをあなたの胸に」事業を展開し、多様な地域、場所、機会において多様な啓発活動を活発に実施でき、広く県民に児童虐待への理解と通告先の周知が図れた。

また、関係職員研修においては、県教育委員会および県立小児保健医療センターと共催したことにより、多くの教職員や医師、看護師等の医療従事者の参加が得られ、虐待の早期発見・対応に効果のあるこれらの分野での児童虐待についての理解が促進された。

平成22年度より、子育て短期支援事業(ショートスティ)の受け入れ先の確保のため「子どもと家族を守る家づくり事業」を開始したところ、早期から、 市町や、県里親会、県民児協連など子どもに関わる関係団体に事業について周知、説明し、関係者の応募を働きかけた結果、初年度としては相応 の登録家庭(者)を得ることができた。また、情報提供の結果として、子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施予定市町も増加した。

児童虐待の未然防止等に対する市町の体制を強化するため、スパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーの派遣を通じ市町を支援したことにより、市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能強化が図れた。

県、県里親会、小鳩会の三者による運営会議において里親支援事業の事業計画等を調整することにより、個別の里親家庭への継続的な訪問支援や電話相談、地域里親会の意向を踏まえた学習会や里親サロンの開催、そこでの保育支援など、里親や地域里親会に寄り添ったきめ細かな支援につながった。

要保護児童の増加に対応するため、里親の新規認定・登録および小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の計画的開設を進めたことにより、要保護児童の受入体制が拡充された。しかし、処遇困難な子どもの増加等から児童養護施設等での受入可能数が減少したことにより、プラン積算上の受入可能数は6人減(364人→358人)となった。

特に、里親制度の広報啓発、認定・登録に向けた認定前研修、未委託里親や専門里親の研修および委託里親への各種支援事業等により、里親への委託と支援を進めた結果、里親の認定・登録の増につながった。

虐待を受けた子へのケアの充実のため、児童養護施設等への専門職員の配置や施設における養護形態の小規模化を進めたところ、虐待を受けた 子どもに対してよりきめ細かなケアや自立支援を行うことができた。

また、子どもの人権擁護委員が実地調査を通じ聴き取った子どもの意見や苦情等について、客観的かつ専門的な立場から施設に対し助言等を行うことにより、子どもが施設において安心して生活できるよう支援を行うことができた。

児童養護施設等の入所・退所児童を対象にスキルアップ講座(施設で生活する子どもの課題や退所後の課題などを踏まえたカリキュラムを設定)を 実施するとともに、受講者の中から退所予定者を中心に相談を実施することにより、退所後の社会的自立に向けた知識・技術の習得が図られ、子ども の自立に向けた支援となった。

また、児童養護施設等を退所した子どもに、自立支援ホームの利用を通じ、日常生活上の指導や職業指導などを行い、その社会的自立や就労を支援することができた。

今後の課題等

児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応を確実にするため、県民の児童虐待および通告の意味・目的の理解や通告先の周知を徹底していく必要であり、特に、子育て家庭により身近な地域や職場等における啓発を市町、関係機関・団体および企業等と協働して進めていくことが重要である。あわせて、子ども自らが暴力から身を守る力をつけるCAPプログラムの普及に向けて、地域単位のおとなワークショップを継続的に実施することも必要である。

平成22年度には、県内で乳幼児揺さぶられ症候群を疑われる乳児の死亡事案が発生しており、母子保健や産科医療での早期発見・対応を進めるために、保健・医療関係者の児童虐待に関する専門知識の習得を目指し、より一層、保健・医療関係機関・団体との協力を進めていくことが重要である。

各地域に、多様な子どもに対応する受入れ先を確保するため、幅広く子どもに関わる関係機関・団体に「子どもと家族を守る家」の目的等を周知し、より多くの申請者を得て、登録家庭(者)を増やすとともに、市町に対し「子どもと家族を守る家」を活用した子育て短期支援事業(ショートステイ)への取り組みを働きかける必要がある。

県内の児童虐待相談件数は年々増加しており、子育て家庭にとって身近な市町での虐待の未然防止や早期発見・対応は、今まで以上に重要になってきている。このため、スパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーを確保・充実し、専門性の確保や相談等の機能強化に向け引き続き支援していくことが必要である。

里親制度の広報啓発により、一層の里親の認定・登録の増を図るとともに、里親への委託が促進されるよう、施設入所児童ホームステイ事業や一時保護委託等を活用して委託に結びつけるとともに、委託後の里親への支援も必要である。その里親への支援内容については、今後検討することが必要であり、特に、心理的ケア援助員と家事援助員の派遣については、利用実績が無かったことから、活用に向け制度を改善する必要がある。小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、毎年度2カ所の新規開設ができるように里親等関係者への事業の周知等を図る必要がある。

虐待を受けた子どもへのきめ細かなケアや自立支援のため、心理的なケアや個々の子どもに応じた対応を行うための専門職員を必要とするすべての施設に配置するとともに、対象となるすべての施設において小規模グループケアを導入し、各施設でのグループ数を増やし、養護形態の小規模化をより一層進めることが必要である。

子どもの権利擁護のため、平成21年度に創設された小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)についても、施設養護の要素を持つことから実地調査の対象とする必要がある。また、子どもの権利擁護を進めるため、子どもの意見等を表明できる力を伸ばす学習を行っていく必要がある。

児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じ就業や社会生活の学習や相談など切れ目無く継続的に支援できるよう、施設と協力して退所前から子どもとの関係の構築を図り、相談支援活動につなげていく必要がある。また、今後、退所後における子どもの相互交流ができるような場の整備なども必要である。

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(1)-① 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた施策の推進		
関連事業名	地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業	所管	
事業実績	 ・11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンを活用した広報啓発を、市町関係機関・団体および企業等と協働して実施。 ①街頭啓発 9回(4/30~3/27の間) ②児童虐待防止キャラバン隊 全市町を訪問(10/8,10/15,10/19) ③出前講座 31回(NPOに委託し実施) ④企業等での取り組み(賛同企業等:67団体) ⑤スポーツチームとのタイアップ 2回(バレー、サッカーの試合会場での啓発) ⑥オレンジリボンでつなごう~びわ湖たすきリレー~ 24チーム75人参加(10/31) ⑦児童虐待防止イベント 大型ショッピングセンター2箇所で4回 ⑧横断幕の掲示 県大津合同庁舎(10/29~12/28)、JR大津駅前(11/1~11/5) ※オレンジリボン配布数:110,000枚 	子ども・ 青少年局	
成果	各種の啓発活動を実施し、県民に児童虐待への理解と通告先の周知を図った。この結果、平成22年度の子ども家庭相談センターへの児童虐待通告が大幅に増加した。(前年比192件増、うち隣人・知人からが135件増で、通告件数全体の45.4%)		
関連事業名	地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業(CAPプログラム)	所管	
事業実績	・子ども自らが暴力から身を守る力を付ける参加型人権教育学習「CAPプログラム」を日常的に子どもに接する関係者を学ぶ「おとなワークショップ」を県内7会場で開催。 ①8月9日 高島市立安曇川公民館 参加者 5人 ②8月19日 甲賀環境・総合事務所 参加者 16人 ③8月23日 県大津合同庁舎 参加者 33人 ④8月24日 多賀町総合福祉・保健センター 参加者 24人 ⑤8月27日 長浜市立六荘公民館 参加者 20人 ⑥8月31日 県立男女共同参画センター 参加者 31人 ⑦9月7日 草津市立まちづくりセンター 参加者 44人 (参加者計 173人)	子ども・ 青少年局	
成果	県内の7会場でワークショップを開催したことにより、各地域の保育士や教員など福祉・教育現場から多数の参加があり、関係者へのCAPプログラムの学習を推進できた。		
関連事業名	児童虐待相談関係職員研修事業	所管	
事業実績	・市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など子どもに直接関わる仕事に従事する関係職員に対して、 児童虐待相談関係職員研修を実施。 基礎研修および専門研修 7月26日~9月16日の間に11日間 (講義および演習) 参加者数 延べ980人 児童福祉司任用資格研修 H23年1月28日~2月28日の間に6日間(講義および演習) 参加者数 68人(修了者数 43人)	子ども・青少年局	
成果	研修には、市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など幅広く子どもに直接関わる仕事に従事する多くの関係職員の参加があり、児童虐待についての専門的知識の習得や児童福祉司任用資格の修了がされたことにより、虐待の早期発見・対応や市町職員の専門性の確保に資することができた。		
関連事業名	子どもと家族を守る家づくり事業	所管	
事業実績	・県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集。 ・応募者に対して、研修を実施し、修了者の家庭を「子どもと家族を守る家」として登録。 ・子育て短期支援事業(ショートステイ)の受入れ先としての活用に向け、登録家庭の情報を市町に提供。 研修 2回(2会場)開催 認定・登録数 34家庭39人	子ども・ 青少年局	
成果	里親、保育士、児童委員など、子どもに関わる方の受講があり、34家庭39人を「子どもと家族を守る家」(養育者)として登録できた。また、登録家庭の情報を市町に提供し、子育て短期支援事業(ショートステイ)への取り組みを働きかけた結果、平成22年度の事業実施が1町増加した。		
関連事業名	市町支援強化事業	所管	
事業実績	・市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、スーパーバイザーおよび弁護士、社会福祉士、臨床心理士、外国語通訳等のケース・マネジメント・アドバイザーを派遣。 スパーバイザーの派遣 92回(8市町) ケース・マネジメント・アドバイザーの派遣 5回(4市町)	子ども・	
成果	スーパーバイザーを1名増員(計2名)した上、市町へ継続的に派遣し、ケース会議等において助言・指導することにより、要保護児童対策地域協議会および調整機関の機能を強化できた。 市町の要請に応じて、ケース・マネジメント・アドバイザーを派遣することにより、児童家庭相談への適切な助言・支援を行うことができた。	青少年局	

関連事業名	里親支援事業	所管
事業実績	・社会福祉法人小鳩会が設置・運営する「こばと子ども家庭支援センター」に委託し、里親の訪問支援、地域里親会との協働による学習会や里親サロンの開催支援などにより、里親を支援。 ①訪問支援 10家庭23回、他に電話相談2家庭4回 ②通信「つなぎあい」 平成22年8月から毎月発行(6回) ③ミニ学習会 2地域で2回開催(参加者数35人) ④里親サロン 東近江地域で1回開催(参加者数14人)	子ども・ 青少年局
成果	里親家庭への訪問支援や通信の発行などによる里親の課題の把握と助言、地域里親会と協働した学習会や里親サロンの開催による養育力や専門性の向上、里親同士の交流など、主に県が行っている里親支援機関事業で取り組めていない里親支援を行うことができた。	
具体的取り組み	3-(1)-② 子どもの保護・ケアの充実	
関連事業名	要保護児童受入体制の整備	所管
事業実績	・里親の認定・登録や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の開設を促進し、要保護児童受入体制を整備。 養育里親 新規認定・登録 16家庭 ファミリーホーム 新規開設 2カ所(定員12人)	子ども・
成果	里親制度についてパンフレット等による広報の結果、申請希望者が増加し、里親の新規認定・登録の増に結びついた。 いた。 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)については、事業創設時における毎年度2カ所の開設計画に基づき、事業実施希望者と調整した結果、計画どおり年度内に2カ所が新規開設された。	青少年局
関連事業名	里親支援機関事業	所管
事業実績	○里親の認定・登録および委託を促進するとともに、里親に対する各種の研修や支援事業を実施。 ・養育里親研修 ①前期 基礎研修:講義(5月15日)+施設実習1日、 認定前研修:講義2日(6月4日、6月21日)+施設実習2日 修了者26人 ②後期 基礎研修:講義(10月16日)+施設実習1日、 認定前研修:講義2日(10月10日、11月27日)+施設実習2日 修了者14人 ・専門里親更新研修 2回開催(2月9日、3月9日)修了者8人 ・未委託里親研修 県里親会に委託し実施(2月19日)参加者32人 ・心理的ケア援助員、家事援助員の派遣 実績なし ・里親委託推進員の配置 中央子ども家庭相談センターに嘱託職員1名を配置し、委託に向け施設や関係機関とを調整。 ・ピアカウンセリング(里親同士の交流) 3月5日開催 参加者10人	子ども・ 青少年局
成果	里親制度の広報啓発を進めた結果、認定前研修は40人が修了し、養育里親の認定・登録が21家庭(うち新規16家庭)増加し117家庭となった。 また、未委託里親や専門里親の研修および委託里親への各種支援事業等を実施し、里親への支援強化を進めた。	
関連事業名	児童養護施設等における専門職員の配置等	所管
事業実績	・児童養護施設等で生活する虐待を受けた子どものケアや自立支援のために、専門職員の配置および小規模グループによるケア体制を整備。 ①専門職員の配置 6施設(6人) ・	子ども・ 青少年局
成果	虐待を受けた子どもには対する心理的なケアや個々の子どもに応じた対応を行うための専門職員を必要とするすべての施設に配置できた。 対象となる6施設のうち5施設において、小規模グループケアを導入することができた。	

関連事業名	児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	所管
事業実績	・児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会の開催および委員による施設への実地調査。 委員会の開催(1回) 実地調査(7施設、各施設1日)	71"4
成果	すべての対象施設に対し委員による実地調査を行い、面接を通じ、直接、子どもから意見や苦情等を聴き取り、施設に適切な対応について助言等を行った。特に、従来は年齢別や寮単位等のグループ面接のみであったが、より率直な意見や気持ち等を聴き取るため、希望者には個別面接の時間を設け、対応した。 委員による実地調査を通じ聴き取った子どもの意見や苦情等について、客観的かつ専門的な立場から施設に対し助言等を行うことにより、子どもが施設において安心して生活できるよう支援を行うことができた。	子ども・ 青少年局
具体的取り組み	3-(1)-3 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立支援	
関連事業名	子どもの自立支援事業	所管
事業実績	・NPO法人びわこ青少年をサポートする会に委託し、児童養護施設等の入所・退所児童に対し、就業や社会的自立に向けた相談・援助を実施。 ①相談支援活動 自立支援員(1人)による相談・支援の実施 延べ49人 ②スキルアップ講座 6回開催 参加者 延べ22人(ビジネスマナーや法律の学習など)	子ども・
成果	児童養護施設等を入所・退所児童を対象に、自立に向けた課題を踏まえ開催した就業や社会生活に関するスキルアップ講座には、一定数の参加者が得られ、退所後の社会的自立に向けた知識・技術の習得が図れた。また、同講座の受講者を中心に相談支援活動も行うことができた。	自少牛肉
関連事業名	児童自立生活援助事業	所管
事業実績	・NPO法人びわこ青少年をサポートする会に委託により自立支援ホーム1カ所を運営し、児童養護施設の退所児童など社会的自立が困難な子どもに対して、自立支援を実施。 利用者数 実人数 3人 延べ 27人	子ども・
成果	従来は男子用のホームのみであったが、関係機関等から要望のあった女子用のホームについて、別棟において設備や体制を整備し、平成23年2月1日から女子の受け入れを開始した。(H22は値用実績なし)同時に、定員を6人(男子)から9人(男子5、女子4)に拡大し、より多くの自立困難な子どもを支援できる体制を整備できた。	青少年局

施策名	施策の方向性
策の充実	配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また、子どものいる家庭におけるDVは、直接子供に向けれられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待であると定義づけられています。こうした認識のもと、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援を進めるため、総合的かつ積極的に施策を推進します。

評価

携、協力して被害者に対する相談支援活動を実施し、DV被害に遭った親子がともに安心して自立生活が送れるよう支援対策を推進した。 相談を受けることによってDV被害者の自立を支援し、子どものいる家庭においては、DVが子どもにとっては虐待に当たることに気づかせる契機となっ

「デートDV(婚姻関係にない恋人同士の間の暴力行為)」など若年層における課題を研修することにより相談員の意識向上が図れた。

今後の課題等

改定した県DV防止基本計画に基づき、DVへの理解と相談機関等について広報啓発を強化するが必要がある。

DV被害者にとって、より身近な地域での相談支援体制の整備に向けて、市町でのDV防止基本計画の策定、県や市町等関係機関との連絡会議を通じた連携を一層進めていく必要がある。

今後は、「デートDV」に関する若年層への啓発も必要である。

滋賀県立男女共同参画センターにおいては、県内では唯一、「男性相談」も受けている機関であるため、加害者の相談を受けることもあり、対応の難 しさが課題となっている。

具体的取り組み	3-(2)-ア DV防止とDV被害者の自立支援の促進	
関連事業名	相談室運営事業	所管
事業実績	・滋賀県立男女共同参画センターにおいて、さまざまな悩みを持つ女性・男性に対して、男女共同参画相談員、弁護士、臨床心理士による相談事業を実施するとともに、県内の相談体制の充実強化のため、ネットワークの運営や相談員の養成研修を実施。 【総合相談】 相談件数 2,926件(相談方法別内訳:面接相談291件、電話相談2,635件) ※内容別では、全体のうち300件がDV相談 【専門相談】 法律相談 43件 家族相談 34件 【スーパーバイザーの設置】 男女共同参画相談員に対して、スーパーバイザーによる事例研究およびアドバイスを月1回実施 【男女共同参画相談ネットワーク会議の開催(県内相談機関相互の連携)】 市町・県関係機関連絡会議1回、相談員スキルアップ講座4回、ケース検討会3回	男女共同参画課
成果	DVの悩みに寄り添い相談を受け、必要な場合は、関係機関につないだり専門相談につなげた。 相談員スキルアップ研修会の中で、高校生や大学生に増えているとされる「デートDV」のテーマを取り上げ、県内の相談員に啓発した。 ネットワーク会議で、県内相談機関の連携を図った。	
関連事業名	DV被害者総合対策推進事業	所管
事業実績	・DVを取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、平成23年3月に県DV防止基本計画を改定。 ・3カ所の配偶者暴力相談支援センターによる相談支援活動の充実、研修等を通じて市町や関係機関における専門機能の向上や民間団体との連携により、DV被害者への支援。 DV問題対策会議 3回開催(県DV基本計画の改定について検討・協議) 配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数 875件 DV被害者支援担当者研修会 1回開催 参加者44人 DV相談員養成講座 6回開催 受講者 延べ192人 弁護士等専門相談 延べ67人 一時保護 87人(同居家族141人) 民間シェルター(1カ所)への運営補助	子ども・ 青少年局
成果	DV防止基本計画については、相談支援機関・団体の実務者によるワーキングでの検討を踏まえ、現場の課題に対応した改定ができた。また、計画改定に合わせ、市町にDV防止基本計画の策定を働きかけた結果、新たに3市で策定されるとともに、児童虐待防止やDVに関する広報啓発、相談員の専門性の向上等を図ったことにより、DV相談件数も増加してきた。	

施策名	施策の方向性
(3)障害のある子どもに対する支援の充実	乳幼児期において障害の早期発見と早期療養を実施し、保護者との情報共有に努めながら、切れ目ない継続した支援体制の構築を進めます。

評価

──障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援のため、身近な地域(福祉圏域)にネットワークアドバイザーを配置し、地域の実情に応じたネットワークの強化(地域自立支援協議会の充実)することにより、それぞれのライフステージに応じた地域生活の支援につながった。 保育所においても、障害児保育推進事業に取り組むことにより、きめ細かな保育サービスを実施している。

発達障害のある子どもおよびその家族に対しては、「発達障害者支援センターいぶき」において相談、発達、就労等の支援に取り組むとともに、関係機関との連携による総合的な支援を行うことができた。

発達障害のある子どもが、各成長段階をとおして、一貫したよりよい支援を受けられるようにするため、相談支援ファイルの普及に取り組み、平成22年度において湖西福祉圏域および湖北福祉圏域で様式の作成が完了し、南部福祉圏域においても作成に向けた検討が進められた。

一人ひとりの障害に応じたきめ細かな指導を行い、子どもが自立し社会参加をするための基礎となる生きる力を育成する特別支援教育の充実を図る ことができた。また、入院した児童生徒に対しては、退院後の円滑な学校生活に向けて、学習補完や心理的な安定等を図る指導を行うことができた。

今後の課題等

- 重度の障害児(者)等が地域で安心して暮らし続けるため、サービス基盤の充実や従事者のスキルアップ、医療を含めたより幅広いネットワークの構築 に向けた取組の継続が引き続き必要である。

障害児保育への取り組みについては、今後も増加が見込まれるが、保育所において障害児数増加に対してどのように対応していくかが課題である。

発達障害者支援センターにおける相談支援件数が増加している現状から、センターの機能強化を図るとともに、市町や福祉圏域に設置している相談 支援窓口との役割分担や連携を一層進める必要がある。また、センターにおいて、市町や福祉圏域および障害福祉サービス事業所で発達障害者への 支援に関わる人材の育成を一層進める必要がある。

発達障害のある子どもの相談支援ファイルをさらに普及するためには、今後は、作成が完了している圏域における相談支援ファイルの活用状況を把握するとともに、未作成の圏域に対して作成に向けた働きかけを行う必要がある。

具体的取り組み	3-(3)-ア 障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援	
関連事業名	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業	所管
事業実績	地域の相談支援体制と併せ、地域自立支援協議会を中心とする総合的な地域ケアシステムの充実を推進するためネットワークアドバイザーを7福祉圏域に配置。	障害者自立 支援課
成果	障害児(者)の希望とそれぞれのライフステージに応じた地域生活を支援する成果があった。	×12.01
関連事業名	障害児保育推進事業(自治振興交付金)(再掲)	所管
事業実績	・障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。 平成22年度の障害児保育推進事業の補助実績(172,944,000円) 保育所・・・・・ 221箇所 対象障害児数・・ 1,197人	子ども・ 青少年局
成果	障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じた、きめ細かな保育の実施できた。	
具体的取り組み	3-(3)-ウ 発達障害のある子どもに対する支援	
関連事業名	発達障害者支援センター設置事業	所管
事業実績	・発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援 実支援人員677人 延支援件数 3359件 ・発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援 実支援人員 46人 延支援件数 112件 ・発達障害児(者)に対する就労支援 実支援人員136人 延支援件数 976件 機関コンサルテーション 46箇所 個別支援のための調整会議 233回 センターの主催で企画した研修 11件 センター共催で企画した研修 17件	障害者自立 支援課
成果	県内の発達障害児(者)への相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、関係機関へのコンサルテーションなどの支援に取り組んだ。 また、研修の開催等により支援関係者のスキルの向上に取り組んだ。	

関連事業名	障害児を育てる地域の支援体制整備事業(臨時特例交付金)	所管
事業実績	 ・相談支援ファイルの様式を作成した圏域 湖西福祉圏域(高島市) 湖北福祉圏域(長浜市、米原市) ・相談支援ファイルの作成に向けた検討行った圏域 南部福祉圏域(草津市、守山市、栗東市、野洲市) 	子ども・青少年局
成果	保護者が所持し、ライフステージごとに必要な支援情報を共有するための相談支援ファイルの作成が進んだ。 作成した圏域:湖西福祉圏域(高島市)、湖北福祉圏域(長浜市、米原市) 3市	
具体的取り組み	3-(3)-エ 特別支援教育の推進	
関連事業名	巡回訪問指導教員の派遣	所管
事業実績	・入院療養中の小・中学生を対象とする巡回訪問指導教員の派遣による学習支援、相談活動等を実施 対象者 小学生 8名 中学生16名	学校教育課
成果	学習等の補完、積極性、社会性の涵養、心理的安定の寄与、病気に対する自己管理能力、療養生活環境の 質の向上を図ることができた	

施策名	施策の方向性
(4)外国人の子どもに対する支援の	異なる文化、習慣、価値観を持つ者どうしが、相互に理解し、互いの人権を尊重しながら、それぞれの子どもが
充実	健やかに成長していけるよう必要な支援を行います。

評価

加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実が図ることができ、また、外国人児童生徒に対する適応支援や日本語指導等、迅速な支援を行うことで、学習意欲の向上や学校生活への適応を図ることができた。

外国人学校・警察ネットワーク会議の実施により、外国人児童生徒等の現状等を共通認識することができ、今後の外国人少年非行防止対策に弾みをつけることができた。

外国人学校における非行防止教育の支援により、外国人学校の自主的な非行防止教育の実施に向けた基礎づくりができた。

今後の課題等

一今後、さらにきめ細かな指導を図るためには、母語を理解できる指導員の一層の派遣が必要であるとともに、家庭との連携強化も必要である。また、 様々な言語による派遣依頼があり、対応できるサポーターを確保することが必要である。

外国人の子どもの健全育成のために、外国人学校に対して非行防止に関する情報発信を継続していく必要がある。また、外国人学校を起点にし、 保護者や集住地域の外国人に対する働きかけを行う必要がある。

具体的取り組み	3-(4)-ア 外国人の子どもへの学習支援	
関連事業名	教員の加配・非常勤講師の派遣	所管
事業実績	 ・外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上の学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を週9時間を上限に派遣、加配教員を措置している学校にあっても30人を超える学校については、非常勤講師を週9時間派遣。 ・加配教員を16名配置。非常勤講師を延べ83名(平22年度末)派遣。 	教職員課
成果	不況の影響による外国人児童生徒の外国人学校から公立学校への年度途中の転入に迅速に対応できた。	
関連事業名	外国人児童生徒ほっとサポート事業	所管
事業実績	派遣したほっとサポーター 8名 派遣言語:ポルトガル語ー18回 派遣校数 :小学校- 17回 スペイン語ー 1回 中学校- 3回 タガログ語ー 19回 高等学校- 21回 中国語ー 3回 派遣校数8校に対し、延べ41回の派遣	学校教育課
成果	派遣を実施した学校や児童生徒、保護者等には母語によるコミュニケーションが図れたことにより、学校との信頼関係の構築に成果があった。	
具体的取り組み	3-(4)-ウ 外国人の子どもの健全な育成の支援	
関連事業名	外国人少年健全育成支援の実施	所管
事業実績	 ○外国人学校・警察ネットワーク会議の実施 平成22年10月29日、警察本部において開催。 外国人学校6校、県教委、県子ども・青少年局、警察本部少年課等の関係機関が参加 外国人少年の健全育成に関する情報交換や意見交換 ○外国人少年健全育成支援員による外国人学校における非行防止教育の支援 外国人学校6校において、外国人少年健全育成支援員15人が合計1,409回の非行防止教育支援を行い、延べ14,590人の児童生徒に働きかけを実施。 	警察本部 少年課
成果	外国人学校や外国人児童生徒のおかれている立場が理解でき、参加した外国人学校からは「今後も継続して開催して欲しい」等と積極的な意見が出された。 外国人児童生徒の非行防止意識および被害防止意識の向上が図れた。	

施策名	施策の方向性
(5)非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実	青少年の非行防止活動等を推進し、社会的に自立する上で何らかの課題がある青少年の支援を充実します。

評価

7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、未成年者の喫煙や薬害乱用を防止、万引き等初発型非行の抑止等について、全市町で行政と民間の協力による広報啓発を行うとともに、少年センター等による図書販売店等への立入調査やフィルタリングソフト利用促進など、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行えた。

また、平成20年の条例改正後初めて携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフト利用状況の一端が把握することができた。

各種の啓発により、子どもやその家族などが薬物に関する知識を習得でき、また、シンナー等の適正流通を確保できたことにより、健全な育成環境の 整備について、着実に成果を収めることができた。

無職少年対策連絡会議を通じて教育や警察等の関係機関等と連携し、街頭補導活動、相談活動や無職少年への就労・就学の支援を実施する ことにより、青少年の非行防止と健全育成を効果的に推進することができた。

少年センターに青少年立ち直り支援センター(あすくる)機能を設置し、警察、教育、福祉等の関係機関と連携して、非行少年等の立ち直りを支援してきたが、支援少年数が過去最多となったことは、関係機関において「あすくる」の役割や機能が周知され、支援活動が評価されてきた結果と考えられる。

子どもや青少年の心の問題に対応するため、子ども・子育て応援センターにおいて相談に応じるとともに、子どもに対する相談支援体制の充実に向け、電話相談に応じる人材を養成を進めることができた。

スクールカウンセラーの配置時間が減少したにもかかわらず、スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒数は41人増加しており、スクールカウンセラーへの相談のニーズが高いと考えられる。スクールカウンセラーの関わりにより、教室復帰や登校できるようになった児童生徒も1/3以上を越えている。 また、児童生徒や保護者への相談だけでなく、教員へのコンサルテーションやケース会議での助言、教員研修会での講演などを通して教員の資質向上に寄与しており、教職員からも多様な見方・とらえ方ができるようになったと評価を得ている。

相談関係、就労関係等の各機関にひきこもり支援センターについて周知を行ったことで、ひきこもりに関する取組を行っている機関の連携についての足がかりをつくることができた。

今後の課題等

- 長年に渡る行政と民間の協力による啓発活動や設置者等への働きかけの結果、図書等自動販売機の全台撤去ができたことからも、青少年を有害 な環境から守り、よりよい育成環境をつくるには、即効的な方法は無く、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを途切れることなく継続的に実施し ていくことが必要である。

有害サイトへのアクセスに関する問題については、アンケートの結果、携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は55.1%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であったことから、保護者に対してインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を一層啓発するとともにアンケート調査の継続による利用状況を把握することが必要である。

タスポの導入、行政と民間の協力による啓発活動や関係業者への働きかけ等の結果、喫煙や薬物乱用により補導される少年は減少傾向にあるが、大学生等の大麻や新種麻薬等の乱用も問題となっていることから、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを途切れることなく継続的に実施していくことが必要である。

無職少年の非行防止対策には、経済面など家庭環境の影響から就労や就学に至らず無職となる少年も多いことから、保護者・家庭への支援も含めて青少年の非行防止と健全育成を進めていくため、少年センターと市町の児童家庭相談担当や子ども家庭相談センターなどの福祉関係機関との連携も強化していく必要もある。

近年、青少年立ち直り支援センター(あすくる)に、不登校やひきこもり、発達障害などの問題を抱え、非行傾向にある青少年に関する相談が増加している。地域に適切な支援機関・方策が不足していることもあって、「あすくる」が対応してきているが、今後、これらの問題を抱える青少年を適切に支援するためには、福祉・医療・教育等の関係機関との一層の連携や機能の充実が必要である。

子どもに心の問題が増加していると言われる中、子ども・子育て応援センターへの子どもからの相談件数の増加は僅かであることから、問題を抱え悩む 子どもが気軽に相談できるよう周知に努めるとともに、適切な支援ができるよう相談員の資質の向上を図る必要がある。

ケア・サポーターは、家庭訪問を行い、学業や生活面の相談にのるなど様々な指導・援助を行っているが、派遣するケア・サポーターの資質の向上のため子どもの見立てやそれに基づく子どもへのアプローチ仕方の向上をねらいとしたさらなる研修の充実が必要である。

県立精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置したが、今後の取り組みを進めるにあたっては、具体的な連携のありかた、各機関が協働して行う個別支援、分野別(就労・医療・福祉・教育等)のひきこもりで困難を抱える当事者・家族に対する役割分担(社会への働きかけなどを含めた対策)など体制の充実を図る必要がある。

具体的取り組み	3-(5)-ア 健全な育成環境の整備	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業	所管
	・県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の指定や図書等自動販売機の撤去活動、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に万引き等初発型非行の抑止等の啓発活動、各少年センターに委託して図書販売店等への立入調査や指導などの実施。 図書等自動販売機 全台を撤去(H22年度末の設置台数17台) 有害図書等の指定 図書123冊 DVD15本 がん具 1点 立入調査 延べ869回(16少年センターの計) 青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議の開催(1回)	子ども・ 青少年局
成果	行政と民間団体が協力して、設置者等に図書等自動販売機の撤去を働きかけた結果、平成23年3月にすべて 撤去された。	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	所管
事業実績	・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の有害環境から青少年を守る対策の推進」を掲げ、県内一斉キャンペーン日を設定するなど啓発活動の実施。(全市町で実施) ・少年センター等により、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を実施。(携帯電話販売店:対象127店、回答121店、回収率95.2%/携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は55.1%)	子ども・青少年局
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」中に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。 また、携帯電話販売店に対して、少年センター等が、アンケートの依頼・回収時を利用し、青少年へのフィルタリングソフト利用勧奨を働きかけるなど、販売店への啓発も行った。	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	所管
	・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施事項に「有害環境の浄化活動の推進」のひとつとして「酒類やたばこを入手しやすい環境の改善」と、「薬害乱用防止対策の推進」を掲げ、たばこ関係団体や「覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動」と連携した啓発活動を実施。 ・青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催	子ども・青少年局
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者との情報交換と情報共有を行ったうえ、連携して啓発活動を進めた。	
関連事業名	薬物乱用防止対策事業(再掲)	所管
事業実績	 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間:平成22年6月20日~7月19日 平成22年6月26日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。 ○覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間:平成22年6月20日~7月19日、平成22年11月15日~12月14日 ○各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。 ○薬物乱用防止推進大会の開催 平成22年11月25日に開催。参加人数158名 ○シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設938施設に対して、立入調査を実施。 	医務薬務課
成果	各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。	

具体的取り組み	3-(5)-イ 非行防止、立ち直り支援の推進	
関連事業名	無職少年非行防止対策費	所管
事業実績	・各少年センター(16カ所)に無職少年の自立を支援する専従職員を配置し、学校や職場などの帰属先がなく非行に陥りやすい無職少年に対しる就労・就学等の支援のほか、不良行為少年等に対する街頭補導活動や問題を抱える少年への相談活動等を実施。 指導無職少年数 延べ396人(うち就職・就学者数 延べ164人) 無職少年対策連絡会議 1回開催 補導回数 5,681回 相談件数 延べ10,920件	子ども・ 青少年局
成果	各少年センターにおいて、学校や企業と連携して無職少年に就労・就学等の支援を行った結果、昨年度よりやや 多い164人(5人増)が就職・就学した。 少年補導委員の協力を得て街頭補導活動を行った結果、延べ8,180人(1,871人増)の少年を補導し、その後の 相談支援活動につなげる等した結果、相談支援件数も増加(延べ10,920件、1,661件増)した。	
関連事業名	 非行少年等立ち直り支援事業 	所管
事業実績	・9カ所の少年センターに、支援コーディネーター、臨床心理士、教員を配置して青少年立ち直り支援センター(あすくる)機能を設置し、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくり等により、非行少年等の立ち直りを支援。 支援少年数 257人(支援継続少年156人を含む) 支援終了少年数 72人(就職・就学・目標達成した少年数) 支援終了率 71.3%	子ども・
成果	青少年立ち直り支援センター(あすくる)において支援した少年は、昨年度より16人増え、過去最多になった。これらの少年に対し、個々の少年に応じたプログラムに基づき、学校や支援企業等と連携して就労・就学等の支援を行った結果、昨年度よりやや少ない72人(30人減)が就職、就学、目標達成することができた。	
具体的取り組み	3-(5)-ウ 心の問題への対応の充実	
関連事業名	子ども・子育て応援センターの運営	所管
事業実績	・子ども・子育て応援センター(愛称:こころんだいやる)において、年末年始を除く毎日、電話相談を開設し、子どもや青少年の抱える問題への相談・支援および民間団体と協働して子どもの電話相談を受ける人材を養成する講座を開催。 相談件数 延べ2,566件(電話相談 2,558件、 面接相談等 8件) 子どもの電話受け手養成講座 1回開催(3日間の連続講座) 参加者151人	子ども・青少年局
成果	学校や保育所等関係機関において子ども・子育て応援センターの周知を進めたことにより、相談件数は、昨年度よりやや増加した。(27件増) 初めて開催した「子どもの電話受けて養成講座」には、多くの参加者が得られ、子どもに対する相談支援活動に従事する人材の養成が行えた。	
関連事業名	スクールカウンセラー等活用事業	所管
事業実績	・スクールカウンセラー配置時間 中学校(市町立・県立すべての中学校100校に配置)合計9708時間 高等学校(県立高等学校46校に配置)合計2163時間 ・相談件数 中学校9510件、高等学校2427件 計11,937件	
成果	平成22年度は平成21年度に比べてスケールカウンセラーの配置時間が中学校・高校合わせて2.727時間減少したにもかかわらず、相談件数は899件しか減少しておらず、スケールカウンセラーが関わった不登校児童生徒数は逆に41人増加した。スケールカウンセラーが関わった不登校児童生徒数849人のうち、573人に好ましい変化がみられた。(教室復帰ができるようになった人数138人(16.3%)、登校できるようになった人数161人(19.0%)、好ましい変化が見られた人数274人(32.3%)) スケールカウンセラーによる学校の教育相談・生徒指導体制により、92.0%の中学校、88.0%の高等学校において、「教職員がより多様な子どもの見方・とらえ方ができるようになった」との回答があった。	学校教育課

関連事業名	スクーリング・ケアサポーターの派遣事業	所管
事業実績	・派遣市町 12市3町 ・スクーリング・ケアサポーター派遣時間数 16,397時間 ・総派遣人数 90人	学校教育課
成果	延べ90人の大学生等が373人の児童にかかわり、88%にあたる328人が好転した。 教室に行けなかった108人のうち、38%にあたる41人が教室に行けるようになった。	
関連事業名	 社会的引きこもり対策事業(精神保健福祉センター)	所管
事業実績	平成22年4月より、県立精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置し、①個別相談、②家族交流会、当事者の会等の実施、③家族会の支援、④関係者研修会の実施、⑤啓発講演会の実施、⑥連絡会議の開催を実施。 <事業実績> ①個別相談 電話:481件 来所:655件 ②ひきこもり家族教室 4回 延85名 ひきこもり家族交流会 12回 延 86人仲間の会 12回 延 65人 作業グループ 12回 延70人 ③とまとの会 12回 延 403人 ④事例検討会 所内(4回 参加 68人)、保健所等での開催 ⑤講演会 8/20(参加 150人)、10/2(参加 80人)、3/2 (参加 31人) ⑥連絡会議の開催 1回 参加 56人(47機関)	障害者自立 支援課
成果	ひきこもり専門の相談窓口を開設できたことで、相談件数が前年度(電話196件、来所413件 合計609件)の86% 増となり、多くの相談に対応することができた。 相談関係、就労関係等の各機関にひきこもり支援センターについて周知を行ったことで、ひきこもりに関する取組を行っている機関の連携についての足がかりをつくることができた。	

施策名	施策の方向性
(1)真の自立をめざし、生活の安定 および向上を図る就業支援	ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、子どもの成長に伴い変化する就業形態に対する希望にも柔軟に対応できる就業支援を実施します。

評価

母子家庭等就業・自立支援センター事業や女性の再チャレンジ支援能力開発事業の実施により、多くの母子家庭の母の就業を支援することができた。

また、在宅就業により母子家庭の母が家庭と仕事の両立を図れるよう、洋服のリフォーム技術について能力開発を進めた。

今後の課題等

平成22年8月から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなり、母子家庭等とくくられていた父子家庭の父も支援の対象となることから、母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象について、父子家庭の父に対する支援についても拡大していく必要がある。

母子家庭の母を対象とした訓練(講習)においては、ハローワークや母子福祉関係機関との連携を深め、受講申込者の辞退を少なくして、定員充足率を高めるとともに、より就職につながるような訓練(講習)となるよう検討することが必要である。

特に、出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした訓練では、男女共同参画センターにおける滋賀マザーズジョブステーション開設に伴い、短期のOAスキルアップセミナーとして内容を再編し、より対象者のニーズにマッチしたものとなるようにする必要がある。

具体的取り組み	4ー(1)ーア 一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進	
関連事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	所管
事業実績	・母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスの提供等のため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて各種就労指導を実施。 ①就業相談事業 就業相談に応じ家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供など、助言指導を行うとともに、各地域に赴き、就業にかかる巡回相談等を実施。 →来所相談:53件 電話相談:425件 巡回相談:47件 合計525件 ②就業促進活動事業 公共職業安定所等と連携し、必要な支援を求め求人情報を提供、企業等を訪問し、母子家庭の母の就労等に対し理解を得る活動を実施。 ③就業支援講習会事業 能力開発の機会を提供し、経済的自立を促進するため、就業につながりやすい技能、資格を習得するため講習会を実施。 → パソコン講習会 初級(大津)19人 (能登川)11人 中級(大津)22人 計52人が修了 ④就業情報提供事業 母子家庭の母等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、インターネット等を活用して求人情報を提供するとともに、情報収集や啓発活動などを実施。 ⑤母子自立支援プログラム策定事業 滋賀県母子自立支援プログラム策定実施要綱に基づき、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。 →策定人数 県:120人 (参考 市:322人 県域合計:442人) □ は業和談から就業支援誘要の実施、就業を構造の提供等を実施。	子ども・青少年局
成果	就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等を実施し、母子家庭等の就労支援を行ったことにより、115人の方が就業された。 またプログラム策定事業を通じて、66名の方が新規就職をされた。(合計 181人)	
関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業(再掲)	所管
事業実績	 ○母子家庭の母を対象とした訓練(定員95名)を実施 ・2、3ヶ月の訓練を5月から3月末にかけて、集合型(12名定員)4コース、追加枠型(小人数定員)22コース開講 ・訓練内容は、パソコン・経理事務、介護ヘルパー養成、医療福祉事務等 ・平成23年6月末現在で実績は以下の通り受講者 修了者 中途退校者 就職者(うち中途退校者) 就職率82名 69名 13名 63名(6名) 84% ○出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした訓練(定員20名)を実施 ・簿記知識とパソコン操作技能の習得を目的とする2ヶ月の訓練(定員10名)を9月から10月にかけて開講(11月開講コースは、申込者が少ないことにより未実施) 実績は以下の通り受講者 修了者 中途退校者 就職者(うち中途退校者) 就職率10名 9名 1名 - 名(-名) 0% 	労政能力開 発課(労働雇 用政策課)
成果	母子家庭の母を対象とした訓練(定員95名)においては、受講率が86%を上回り、就職率も84%と高い就職実績となった。	

具体的取り組み	4-(1)-イ 家事・育児の援助などの支援の促進	
関連事業名	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	
事業実績	・ひとり親家庭等の在宅就業(洋服リフォーム)について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を行い、家庭と仕事の両立を図りやすい在宅就業の拡大に向けた環境を整備。(平成22年度は基礎訓練を、平成23年度は応用訓練を実施。) (事業内容) ①受講者33名 ②受講コース 基礎訓練:約6ヶ月間、延べ216時間 ・週2回コース(月・水) 9名 :H22年7月~H23年3月の9ヶ月間 ・週2回コース(火・木・金) 24名 :H22年9月~H23年2月、H22年10月~H23年3月の6ヶ月間 時間帯はいずれも9:00~12:00(朝)、13:30~16:30(昼)、17:00~20:00(夜)のいずれか ③受講内容 ・初級:手縫いの基礎、ミシンの使い方、素材知識等 ・中級:ウエスト直し、シャツの袖丈つめ等 ・上級:ジャケットの肩幅直しやリメイク技術(既存の服の縫製をすべてほどき、新しい商品に作り変えること)の取得	子ども・青少年局
成果	手縫いの基礎から洋服のリフォームまでの、在宅就業に見合う一連の技術を取得し、26名の受講者が検定に合格した。(受講者33名 → 修了者数26名)	

施策名	施策の方向性
(2)仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進	子育てと就業等との両立は、子どもを持つひとり親家庭にとって不可欠であることから、安定就労のため、多様なニーズに対応する保育所、放課後児童クラブなどの子育て支援施策を着実に推進します。また、家事、育児の援助などの支援を推進します。

評価

ひとり親家庭の親の子育てと就業等の両立支援のため、保育所および放課後児童クラブを整備し、利用可能人数の拡大を図った。 また、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育などを実施する保育園数は増えた。

家事・育児の援助など、ひとり親家庭の支援として実施しているホームフレンドの派遣や家庭生活支援員の派遣実績は増加した。今後もひとり親家庭等への支援の一助としての役割を果たすことが見込まれる。

今後の課題等

引き続き、ひとり親家庭の子育てと就業等との両立のため、保育所および放課後児童クラブの充実を図りことが必要である。

ホームフレンドの派遣や家庭生活支援員の派遣により、引き続き、家事、育児の支援を進めていくことは必要である、特に、家庭生活支援員の派遣 については、今後は父子家庭への派遣が増加するものと見込まれ、父子家庭への支援がこれまで以上に重要になると思われる。

具体的取り組み	4-(2)-イ 家事・育児の援助などの支援の促進	
関連事業名	ホームフレンド事業(児童訪問援助事業)	所管
事業実績	・ひとり親家庭の小・中・高校生を対象に、話し相手や勉強の簡単な手伝いをするホームフレンド(大学生)を派遣。 事業実績 ホームフレンド 10人、活動回数 86回	子ども・青少年局
成果	子どもに対して話し相手や遊び相手、学習指導などを行い、子どもの心の支えとなった。	
関連事業名	父子家庭日常生活支援事業 母子家庭等日常生活支援事業	所管
事業実績	・ひとり親家庭等に対して、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣するなど 生活を支援。 事業実績 (1)父子家庭 派遣実績:42件、255日 (2)母子家庭 派遣実績:108件、450日	子ども・青少年局
成果	ひとり親家庭等に対して、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの世話等を行うことにより、サポートを行った。	

施策名	施策の方向性
(4)生活の安定と自立を可能にするための経済的支援	経済的支援の推進や養育費について、広報・啓発・相談の実施により、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

評価

母子寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭、寡婦家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行った。

今後の課題等

引き続き、母子家庭・寡婦家庭の生活の安定に向け母子寡婦福祉資金を貸付け、生活の安定と自立を促進する必要がある。また、ひとり親家庭の生活の安定のためにも、養育費の履行を確保するために広報・啓発・相談等を進めることが必要である。

ŀ	具体的取り組み	4-(4)-ア 経済的支援		
		母子福祉資金の貸付 寡婦福祉資金の貸付	所管	
	事業実績	・母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するための資金の貸付。 (貸付の種類) (1)修学資金・(2)就学支度資金・(3)修業資金・(4)就職支度資金・(5)技能習得資金・(6)医療介護資金 (7)生活資金・(8)住宅資金・(9)転宅資金・(10)結婚資金・(11)事業開始資金・(12)事業継続資金 (実績) 母子貸付 299件、151,361,140円 寡婦貸付 15件、13,752,000円	子ども・ 青少年局	
	成果	母子貸付金は、ここ数年増加傾向にあり、対前年度の1.07倍(4,331千円増)となった。(H21:147,029,940円) 寡婦貸付は、貸付額が前年度の1.44倍(4,183千円増)となった。(H21:9.569,000円)		

施策名	施策の方向性
(5)心のケア等も含め、それぞれの 家庭の実情に応じた相談・支援を 実施していくための体制づくり	行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭に対する相談・支援体制を充実します。

評価

ひとり親家庭福祉推進員は、身近な相談相手として各地域に設置しており、ひとり親家庭等の支援の最前線として重要な役割を担っており、各種施 策浸透にも大きな役割を果たしている。

母子自立支援員等、ひとり親家庭に対する相談や支援に携わる関係者にとって、研修会や会議等は、毎年改正される制度等、母子福祉関連事業のポイントや新しい取扱いについて学ぶ貴重な機会であり、会議や研修会で得る知識と成功例は今後の困難なケースへの対応等活動の指針として重要な意味を持っている。

今後の課題等

個人情報保護の観点からひとり親家庭となられた世帯の情報が、ひとり親家庭福祉推進員に提供しない市町があり、その市町では支援活動が制限されることとなっている。また、支援を受けるひとり親家庭側の支援に対する期待にも温度差があることから、個々のケースへの対応方法を見極める資質が必要である。

母子福祉担当職員合同会議等は、従来福祉事務所設置の市や県(郡部:健康福祉事務所)の担当者を対象としてきたが、平成22年度より町の担当者へも案内し、参加を呼びかけている。困難かつ多様なケースへの対応は関係機関が連携して対処していく必要があり、関係職員の全体的な資質向上が課題である。

具体的取り組み	┃ 4−(5)−ア ┃母子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実	
関連事業名	ひとり親家庭福祉推進員の設置	所管
事業実績	・ひとり親家庭に対しての相談活動や情報提供、制度の活用支援のため、母子自立支援員の協力者として「ひとり親家庭福祉推進員」を設置。 平成22年4月から2年間で231名にひとり親家庭福祉推進員を委嘱。(大津市では、平成21年4月からの2年間で別途74名に委嘱)) ただし、途中辞退により、平成22年度末現在は230名(大津市は73名)	子ども・ 青少年局
成果	広報誌「ひとり親家庭サポート定期便」等行政情報の配布、母子福祉資金等を申請する際の意見書作成等ひとり親家庭の状況を必要に応じて行政へつなぐ「行政とのパイプ役」として、ひとり親家庭が安心して生活や子育てができる環境づくりのため、各地域でひとり親家庭の支援につながった。	
関連事業名	 母子自立指導員等の資質の向上 	所管
事業実績	・地域の母子家庭等ひとり親家庭に対して、効果的かつきめ細やかな支援できる体制の確保のため、ひとり親家庭を支援する母子自立支援員・プログラム策定員など、相談関係業務に従事する職員に対する情報提供や資質向上のための会議や研修会を開催。 ①母子福祉担当職員合同会議 第1回 平成22年6月3日(木)13:30~16:30 参加者35人 第2回 平成22年12月6日(月)13:30~16:00 参加者31人 第3回 平成23年3月2日(水)10:00~12:00 参加者40人 ②母子福祉担当職員合同研修会 第1回 平成22年9月21日(木)13:00~16:30 参加者33人 第2回 平成23年3月2日 13:00~15:30 参加者32人 ③母子自立支援員全国研修会・養育費相談支援全国合同研修会への参加 ④ひとり親家庭福祉推進員研修会の開催 年2回:1回目合同・2回目は地域毎に開催	子ども・ 青少年局
成果	各地域で活動する母子自立支援員・プログラム策定員等相談関係業務従事職員に対し、合同会議では、母子福祉関連事業の制度改正や、事業内容等について周知することができた。また、研修会ではひとり親家庭のおかれている現状を学び、他地域における取組みや好事例を情報交換することで、今後の活動へのヒントを得る良い機会となった。	

施策名	施策の方向性
(6)ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発	ひとり親家庭に関する関係者の情報共有を進め、円滑な相談・支援を推進します。また、企業や県民等に向けた広報・啓発を推進し、ひとり親家庭に対する県民の理解を深めます。

評価

研修会を開催することにより、ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、ひとり親家庭等への支援施策について一定の周知が図ることができた。また、地域連絡会議においては、少人数で話し合うため、各ひとり親家庭福祉推進員が日々の活動で抱いている思いを発言してやすく、問題点等を共有することができた。

ひとり親家庭に、直接、ひとり親家庭施策等必要な情報を提供するため「ひとり親家庭サポート定期便」を発行し、配布した。(平成22年3月の配布 部数は1,639(母子1,577、父子62)であったところ、平成23年2月には1,882(母子1,771、父子111)まで増加した。)

「ひとり親家庭等のしおり」は、各種福祉施策・貸付・雇用相談・医療費助成・育児相談など多分野の情報で、なおかつ県・市町単独事業のように 実施機関がまちまちに広報されている施策も含め、様々な施策を一元的に取りまとめ、問い合わせ先等も明記していたことから、分かりやすく・使いやすいと一定の評価を得た。

今後の課題等

ひとり親家庭への情報提供のため、身近な相談者として委嘱している「ひとり親家庭福祉推進員」への研修、「ひとり親家庭サポート定期便」の発行等を行っているが、研修会等に全く参加しない推進員に対してひとり親家庭施策の周知・啓発を行うことが必要である。また、「ひとり親家庭サポート定期便」については、ひとり親家庭にとって役立つよう、質の高い情報とすることするとともに、本当に求められている情報が必要な家庭に漏れなく配布されているかの検証することも必要である。

福祉施策を活用しておらず、市町に把握されていない孤立したひとり親家庭が求めれば必要なときに情報を得ることができるよう、情報提供方法の多様化(例:ホームページ掲載)等についても検討していく必要がある。

具体的取り組み	4-(6)-ア 関係機関等における適切な情報共有	
関連事業名	ひとり親家庭福祉推進員研修会の実施等	所管
事業実績	・ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、各種政策や制度、個人情報の取り扱い等について研修。 事業実績 ①研修会 第1回 平成22年4月23日(金) 委嘱式と併せて研修会を実施 対象者: ひとり親家庭福祉推進員 231人(大津市74人を含まず) および行政関係者 50人 第2回 対象地域別研修会(4会場に分けてエリア別に実施) 平成22年11月8日(月) 草津市まちづくりセンター会議室(湖南・甲賀エリア:対象91人) 平成22年11月10日(水) 県庁新館7階大会議室(大津・高島エリア:対象89人) 平成22年11月18日(木) 滋賀県婦人会館研修室(東近江エリア:対象57人) 平成22年11月25日(木) 米原市米原公民館大会議室(湖東・湖北エリア:対象68人) ②地域連絡会議開催 15エリア(13市+2郡部)毎に地域連絡会議を開催。地域における問題の傾向と対策等について検討	子ども・ 青少年局
成果	第1回研修会には179名(77.4%)、第2回には、それぞれ79人(86.8%)/60人(67.4%)/45人(78.9%)/47人(69.1%)のひとり親家庭福祉推進員が出席し、各種施策や制度などついて研修を受けた。(欠席された方にも後日資料を配布し、情報の周知徹底を図った。) また、必要に応じて地域連絡会議をそれぞれの地域で単独開催し、地域の諸問題について話し合いをもち、地域の実情にあった課題と対応策の検討が行われた。。	
具体的取り組み	4-(6)-イ ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底	
関連事業名	ひとり親家庭サポート定期便事業	所管
事業実績	・ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な制度の活用支援を行うため、年3回「ひとり親家庭サポート定期便」を作成するとともに、当冊子を希望する家庭に対して、ひとり親家庭推進員が個別に訪問配布。 H22年6月・10月、H23年2月に各3,000部作成し、ひとり親家庭に配布。	子ども・
成果	児童扶養手当や子ども手当などの制度改正、公共職業訓練や高等技能訓練などの情報の掲載し、ひとり親家庭に必要な情報を提供した。 また、平成22年度は、マザーズサロン(子育て中の女性のためのハローワーク)を取材するなどの就労支援に関する情報の提供も行った。 ひとり親家庭福祉推進員が、訪問配布することにより、ひとり親家庭の実態把握につながった。	青少年局
関連事業名	「ひとり親家庭等のしおり」の作成	所管
事業実績	・ひとり親家庭の父・母、また寡婦に関係する制度や施策をまとめたしおりを18,000部作成し、市町等を通じてひとり 親家庭等に配布。	子ども・
成果	ひとり親家庭、民生委員児童委員・ひとり親家庭福祉推進員、各種児童施設、相談機関(子ども家庭相談センター・ハローワーク)等に配布することにより、様々な分野で取り扱っているひとり親家庭等への施策を一元的に周知することができた。	青少年局

3. 淡海子ども・若者プラン 主な数値目標

	指	 標	現状 (平成21年度)		平成22年度実績		目標 (平成26年度)
〇仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み							
	ワーク・ライフ・	バランス推進企業登録数	376社 [H22.1,28現在]	→	517社	\rightarrow	560社
	男性の育児休業取	2得率	1.4%	→	1.3%	\rightarrow	5%
〇地域の子育て支援							
	地域子育て支援拠	1点事業の実施箇所数	108か所 ^(*)	→	114か所(*)	\rightarrow	124か所 ^(*)
	一時預かり事業の	実施箇所数	97か所 ^(*)	→	97か所(*)	\rightarrow	117か所 ^(*)
	ファミリー・サホ	ペート・センター設置市町数	10市町	→	10市町	\rightarrow	15市町
	淡海子育て応援団	事業登録事業所数	884事業所 [H22.2.17現在]	→	1,047事業所	\rightarrow	1,000事業所
〇保育および放課後児童クラブの充実							
	平日昼間の保育利 3歳未満児(認	J用児童数 R可保育所、家庭的保育事業)	8,531人	→	9,007人 [H23.4.1現在]	→	9,893人
	延長保育実施保育	所数	182か所	→	185か所	→	208か所
	病児・病後児保育	宇 施箇所数	13か所	→	14か所	→	28か所
	放課後児童健全育 利用児童数(小学	所成事業(放課後児童クラブ) グ1年生~3年生)	8,232人	→	8,393人 [H23.5.1現在]	→	9,596人
〇子どもの学びの場の充実							
	しがこども体験学	护校参加団体数	80団体	†	93団体	→	100団体
○若者の就職支援							
	ヤングジョブセン 者数	クター滋賀での支援による就職	1,181人 [平成20年度]	\rightarrow	1,654人	→	1,300人
○特別な	〇特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実						
	要保護児童対策地	1域協議会設置市町数	17市町	→	全市町	→	全市町
	措置を要する要保	護児童の受入可能数	364人 [H22.2.1現在]	\rightarrow	358人 [H23,3,31現在]	→	396人
	養育里親登録数		95家庭 [H22.2.1現在]	\rightarrow	116家庭 [H23.3.31現在]	→	131家庭
	発達障害のある子 成している市町数	とどもの相談支援ファイルを作 【	8市町	\rightarrow	9市町	→	全市町
	青少年立ち直り支 支援プログラム終	接センター(あすくる)での 『了率	60.9% [平成20年度]	\rightarrow	71.3%	→	70%
〇ひとり親家庭の自立促進							
	母子家庭等就業・ による年間就業者	自立支援センターの取り組み 数	84人 [平成20年度]	→	115人	→	110人
	母子家庭等日常生 (子育て支援) 登	活支援事業家庭生活支援員 發者数	203人 [H22.1.31現在]	\rightarrow	239人 [H23.1.31現在]	→	350人
	養育費を受け取っ	ている母子家庭の割合	24.6%	\rightarrow	_	→	33%

注) *は市町が実施する類似の単独事業を含んだ数値です。

注) 現状および目標の市町数は19市町の内数です。